



福岡県医第2546号(地)

平成24年 2月 3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱」及び「福岡県肝炎治療
特別促進事業実施要領」の一部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

主な変更としては、別添の参考資料「福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱の一部変更について」のとおり、受給者証の有効期間の変更、新たなインターフェロン治療薬の保険適用に伴う制度等の変更が行われております。

なお、変更については平成24年1月20日からの実施となりますが、特例的取扱いとして、新たに対象医療としたB型慢性活動性肝炎に対するペグインターフェロン療法、C型慢性肝炎に対するペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法は、平成24年3月31日までに申請した者については、申請内容に基づき、下記の当該治療の保険適用日まで遡及する取扱いとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会関係医療機関への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

記

【各治療法の保険適用日】

保険適用日	治療法	銘柄名	診断名
平成23年9月26日	ペグインターフェロン療法	ペガシス	B型慢性活動性肝炎
平成23年11月25日	テラプレビル・ペグインターフェロン・リバビリン3剤併用療法	テラビック ペグイントロン レベートル	C型慢性肝炎

「公印省略」

23健第4356号
平成24年1月20日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課母子保健係)

「福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱」及び「福岡県肝炎治療特別促進事業実施要領」の一部改正について（通知）

日頃から本県の保健医療行政の推進にあたりましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、標記要綱及び要領を別添のとおり一部改正しましたので、変更に係る参考資料及び医療機関向けQ&Aを別紙に添付し、お知らせします。

なお、変更については平成24年1月20日からの実施となりますが、特例的な取扱いとして、新たに対象医療としたB型慢性活動性肝炎に対するペグインターフェロン療法、及びC型慢性肝炎に対するペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法は、平成24年3月31日までに申請した者については、申請内容に基づき、当該治療の保険適用日まで遡及する取扱いとしますので申し添えます。

記

【各治療法の保険適用日】

保険適用日	治療法	銘柄名	診断名
平成23年9月26日	ペグインターフェロン療法	pegasys	B型慢性活動性肝炎
平成23年11月25日	テラプレビル・ペグインターフェロン・リバビリン3剤併用療法	テラビック pegイントロン レバトル	C型慢性肝炎



新	旧
福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱 (第1～9条 略) 第10条 認定 福岡県と委託契約を締結した治療医療機関が発行する別紙様式第4から7号による肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書(以下、「診断書」という。)を基に、対象患者の認定を行うものとする。認定を行うに当たっては、肝炎対策協議会設置要綱第7条に規定する福岡県慢性肝炎認定審査会が、知事の要請により、肝炎治療特別促進事業の実施に必要な参考意見を具申するものとする。 第11条 申請 第9条の医療機関において、第3条に規定する疾患であると診断されかつ、第4条に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者又は核酸アナログ製剤治療受給者であって、有効期間内に福岡県に住所を有することとなった者は、別紙様式第1から3号による肝炎治療受給者証交付申請書(以下「交付申請書」という。)及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、所管保健所等(政令市を含む。以下「保健所」という。)を経由し、知事に提出するものとする。 第12条 医療費の請求及び支払 医療機関は、受給者証を交付された者(以下「受給者」という。)の医療費を請求するときは、治療を行った翌月10日までに第1号に掲げる書類を福岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に、第2号に掲げる書類を福岡県社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提出するものとする。ただし、自己審査を行っている会社等の直営医療機関は、受給者の診療に係る医療費を請求するときは、肝炎治療費	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱 (第1～9条 略) 第10条 認定 福岡県と委託契約を締結した治療医療機関が発行する肝炎インターフェロン治療受給者証認定に係る診断書(様式第4号)、肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)の交付申請に係る診断書(2回目の制度利用)(様式5号)、肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の交付申請に係る診断書(新規)(様式第6号)(以下、「診断書」という。)を基に、対象患者の認定を行うものとする。認定を行うに当たっては、肝炎対策協議会設置要綱第7条に規定する福岡県慢性肝炎認定審査会が、知事の要請により、肝炎治療特別促進事業の実施に必要な参考意見を具申するものとする。 第11条 申請 第9条の医療機関において、第3条に規定する疾患であると診断されかつ、第4条に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者又は核酸アナログ製剤治療受給者であって、有効期間内に福岡県に住所を有することとなった者は、肝炎治療受給者証交付(新規・2回目の制度利用・転入)申請書(インターフェロン治療)(様式第1号)又は肝炎治療受給者証交付(新規・転入)申請書(核酸アナログ製剤治療)(様式第2号)(以下「新規申請書」という。)及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、所管保健所等(政令市を含む。以下「保健所」という。)を経由し、知事に提出するものとする。 第12条 医療費の請求及び支払 医療機関は、受給者証を交付された者(以下「受給者」という。)の医療費を請求するときは、治療を行った翌月10日までに第1号に掲げる書類を福岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に、第2号に掲げる書類を福岡県社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提出するものとする。ただし、自己審査を行っている会社等の直営医療機関は、受給者の診療に係る医療費を請求するときは、肝炎治療費請求書

第16条 受給者証の再交付

- 1 受給者証を破損し、又は紛失した者は、肝炎治療受給者証再交付申請書(様式第14号)(以下「再交付申請書」という。)を保健所に提出し、再交付を申請することができる。
- 2 保健所は、再交付申請書を受理し、審査の結果必要と認めた場合は、速やかに受給者証を再交付し、その旨、知事に報告するものとする。

(第17～19条 略)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月22日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行し、平成23年11月25日から適用する。

(別表 略)

第16条 受給者証の再交付

- 1 受給者証を破損し、又は紛失した者は、肝炎治療受給者証再交付申請書(様式第13号)(以下「再交付申請書」という。)を保健所に提出し、再交付を申請することができる。
- 2 保健所は、再交付申請書を受理し、審査の結果必要と認めた場合は、速やかに受給者証を再交付し、その旨、知事に報告するものとする。

(第17～19条 略)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月22日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表 略)

福岡県肝炎治療特別促進事業実施要領

(第1条 略)

第2条 医療給付の申請について

実施要綱第5に定める医療の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1から3号による肝炎治療受給者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、医師が記載した別紙様式第4から7号による肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書（以下「診断書」という。）申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し並びに申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類の写し、世帯調書（様式第10号）を添えて、申請者が知事あてに申請しなければならない。

(第3条 略)

第4条 肝炎治療受給者証の交付等について

1 肝炎治療受給者証

知事は、対象患者を認定したときは、速やかに当該患者に対し、別紙様式第8から9号による肝炎治療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 交付申請書等の取扱い

知事は、申請書を受理したときは受理した日（以下「受理日」という。）

福岡県肝炎治療特別促進事業実施要領

(第1条 略)

第2条 医療給付の申請について

実施要綱第5に定める医療の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、肝炎治療受給者証交付（新規・2回目の制度利用・転入）申請書（インターフェロン治療）（様式第1号）、肝炎治療受給者証交付（新規・転入）申請書（核酸アナログ製剤治療）（様式第2号）（以下「申請書」という。）に、医師が記載した肝炎インターフェロン治療受給者証認定に係る診断書（様式第4号）、肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の交付申請に係る診断書（2回目の制度利用）（様式第5号）、肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）の交付申請に係る診断書（新規）（様式第6号）（以下「診断書」という。）、申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し並びに申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類の写し、世帯調書（様式第9号）を添えて、申請者が知事あてに申請しなければならない。

(第3条 略)

第4条 肝炎治療受給者証の交付等について

1 肝炎治療受給者証

知事は、対象患者を認定したときは、速やかに当該患者に対し、肝炎インターフェロン治療受給者証（様式第7号）または肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証（様式第8号）（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 交付申請書等の取扱い

知事は、申請書を受理したときは受理した日（以下「受理日」と

から速やかに当該申請に対し、その可否を決定し、否とした場合には具体的な理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。

3 受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は1年以内で、治療予定期間に即した期間とし、原則として所管保健所等（政令市を含む。以下「保健所」という。）受理日の属する月の初日から起算するものとする。

ただし、重篤な貧血や高度の白血球減少等の副作用によって1ヶ月から2ヶ月程度の治療中止期間が必要となり、助成期間である1年をわずかに超える場合には、2ヶ月を限度に助成期間を延長するものとする。

また、C型慢性肝炎セログループ1かつ高ウイルス量症例に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法について、認定基準を満たした場合には、72週までの延長投与を認め、有効期間をトータル1年6ヵ月まで延長するものとする。

第5条 対象患者が負担すべき額について

- 1 実施要綱第8条により対象患者が保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に支払うべき額が、実施要綱第8条2に定める額（以下「自己負担限度額」という。）に満たない場合は、その全額を負担すべきものとする。
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者については、同法上の患者負担額の範囲内で、実施要綱第8条2に定める額を限度とする一部負担が生じるものとする。

いう。）から速やかに当該申請に対し、その可否を決定し、否とした場合には具体的な理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。

3 受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は1年以内とし、原則として所管保健所等（政令市を含む。以下「保健所」という。）受理日の属する月の初日から起算するものとする。

ただし、重篤な貧血や高度の白血球減少等の副作用によって1ヶ月から2ヶ月程度の治療中止期間が必要となり、助成期間である1年をわずかに超える場合には、2ヶ月を限度に助成期間を延長するものとする。

また、C型慢性肝炎セログループ1かつ高ウイルス量症例に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法について、認定基準を満たした場合には、72週までの延長投与を認め、有効期間をトータル1年6ヵ月まで延長するものとする。

第5条 対象患者が負担すべき額について

- 1 実施要綱第8条により対象患者が保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に支払うべき額が、実施要綱第8条2に定める額（以下「自己負担限度額」という。）に満たない場合は、その全額を負担すべきものとする。
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者については、同法上の患者負担額の範囲内で、実施要綱第8条2に定める額を限度とする一部負担が生じるものと

3 対象患者の負担すべき額が実施要綱第8条2に定める額のうち、最高額となることが明らかである場合は、最高限度額適用の同意書（様式第11号）を添付することにより、第2条に定める申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類の写しの提出を省略することができる。

4 自己負担限度額の決定については、住民票上の世帯を単位とする。
ただし、配偶者以外の者であって、受給者及びその配偶者と、相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者については、受給者からの申請に基づいて、当該「世帯」の市町村民税課税額の合算対象から除外することを認める。

第6条 自己負担限度月額管理の取扱い

- 1 知事は、受給者に対し、肝炎治療自己負担限度月額管理票（様式第12号）（以下「管理票」という。）を交付するものとする。
- 2 管理票の交付を受けた受給者は、肝炎治療を受ける際に受給者証とともに管理票を保険医療機関等に提示するものとする。
- 3 管理票を提示された保険医療機関等は、受給者から自己負担額を徴収した際に、徴収した自己負担額及び当月中にその受給者が肝炎インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療について、支払った自己負担の累積額を管理票に記載するものとする。当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した場合は、管理票の所定欄にその旨を記載するものとする。

なお、当該自己負担限度月額は、インターフェロン治療と核酸アナロ

する。

3 対象患者の負担すべき額が実施要綱第8条2に定める額のうち、最高額となることが明らかである場合は、最高限度額適用の同意書（様式第10号）を添付することにより、第2条に定める申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類の写しの提出を省略することができる。

4 自己負担限度額の決定については、住民票上の世帯を単位とする。
ただし、配偶者以外の者であって、受給者及びその配偶者と、相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者については、受給者からの申請に基づいて、当該「世帯」の市町村民税課税額の合算対象から除外することを認める。

第6条 自己負担限度月額管理の取扱い

- 1 知事は、受給者に対し、肝炎治療自己負担限度月額管理票（様式第11号）（以下「管理票」という。）を交付するものとする。
- 2 管理票の交付を受けた受給者は、肝炎治療を受ける際に受給者証とともに管理票を保険医療機関等に提示するものとする。
- 3 管理票を提示された保険医療機関等は、受給者から自己負担額を徴収した際に、徴収した自己負担額及び当月中にその受給者が肝炎インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療について、支払った自己負担の累積額を管理票に記載するものとする。当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した場合は、管理票の所定欄にその旨を記載するものとする。

なお、当該自己負担限度月額は、インターフェロン治療と核酸ア

グ製剤治療を併用する者の場合であっても、両治療に係る自己負担の合算額に対する1人当たりの限度月額とする。

- 4 受給者から、当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した旨の記載のある管理票の提出を受けた保険医療機関等は、当該月において自己負担額を徴収しないものとする。

(第7、8条 略)

第9条 受給者証の再交付

既に受給者証を有している者が、紛失、破損等の理由により再交付の申請をするときは、受給者証再交付申請書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

第10条 受給者証交付申請事項等の変更

- 1 受給者証の交付を受けた者が、申請事項等を変更しようとするときは、肝炎治療受給者証(変更・返納)届(様式第13号)に必要な添付書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 他の都道府県に転出する場合もしくは死亡し、受給者の資格を喪失した場合には、受給者証をすみやかに県に返還しなければならない。

第11条 治療中断による受給者証の延長

既に受給者証を有している者が、重篤な貧血や高度の白血球減少等の副作用によって1ヶ月から2ヶ月程度の治療中止期間が必要となり、助成期間を延長するときは、助成期間が満了する3ヶ月前から満了する間までに肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書(副作用等)(様式

ナログ製剤治療を併用する者の場合であっても、両治療に係る自己負担の合算額に対する1人当たりの限度月額とする。

- 4 受給者から、当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した旨の記載のある管理票の提出を受けた保険医療機関等は、当該月において自己負担額を徴収しないものとする。

(第7、8条 略)

第9条 受給者証の再交付

既に受給者証を有している者が、紛失、破損等の理由により再交付の申請をするときは、受給者証再交付申請書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

第10条 受給者証交付申請事項等の変更

- 1 受給者証の交付を受けた者が、申請事項等を変更しようとするときは、肝炎インターフェロン治療受給者証(変更・返納)届(様式第12号)に必要な添付書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 他の都道府県に転出する場合もしくは死亡し、受給者の資格を喪失した場合には、受給者証をすみやかに県に返還しなければならない。

第11条 治療中断による受給者証の延長

既に受給者証を有している者が、重篤な貧血や高度の白血球減少等の副作用によって1ヶ月から2ヶ月程度の治療中止期間が必要となり、助成期間を延長するときは、助成期間が満了する3ヶ月前から満了する間までに肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書(副作

第17号)を知事に提出するものとする。知事は当該患者に受給者証を返却させ、2ヶ月を限度に助成期間を延長し、受給者に新たな受給者証を交付する。

第12条 72週投与による受給者証の延長

既に受給者証を有している者のうち、C型慢性肝炎セログループ1かつ高ウイルス量症例に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法を実施中の者が別添2の認定基準を満たし、有効期間をトータル1年6ヵ月まで延長するときは、助成期間が満了する3ヶ月前から満了後1ヶ月までに肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書(72週投与用)(様式第18号)を知事に提出するものとする。知事は当該患者に受給者証を返却させ、受給者に新たな受給者証を交付する。

(第13～15条 略)

第16条 療養費の支給

- 1 知事が特に認めたときは、委託した保険医療機関等に対するインターフェロン及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の支払いに代えて、療養費を支給することができる。
- 2 療養費の支給を受けようとするときは、受給者又はその扶養義務者は、肝炎治療費請求書(様式第16号)に知事が委託した保険医療機関等の領収済証明を受けて、知事あて請求するものとする。
- 3 知事は、療養費の請求を受けたときは、内容を審査し、療養費を支払うものとする。

用等)(様式第16号)を知事に提出するものとする。知事は当該患者に受給者証を返却させ、2ヶ月を限度に助成期間を延長し、受給者に新たな受給者証を交付する。

第12条 72週投与による受給者証の延長

既に受給者証を有している者のうち、C型慢性肝炎セログループ1かつ高ウイルス量症例に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法を実施中の者が別添2の認定基準を満たし、有効期間をトータル1年6ヵ月まで延長するときは、助成期間が満了する3ヶ月前から満了後1ヶ月までに肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書(72週投与用)(様式第17号)を知事に提出するものとする。知事は当該患者に受給者証を返却させ、受給者に新たな受給者証を交付する。

(第13～15条 略)

第16条 療養費の支給

- 1 知事が特に認めたときは、委託した保険医療機関等に対するインターフェロン治療に係る医療費の支払いに代えて、療養費を支給することができる。
- 2 療養費の支給を受けようとするときは、受給者又はその扶養義務者は、肝炎治療費請求書(様式第15号)に知事が委託した保険医療機関等の領収済証明を受けて、知事あて請求するものとする。
- 3 知事は、療養費の請求を受けたときは、内容を審査し、療養費を支払うものとする。

(第17～18条 略)

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行し、平成23年11月25日から適用する。

(第17～18条 略)

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(別添1)

認 定 基 準

1. B型慢性肝疾患

(1) インターフェロン治療について

HBe 抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの (ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe 抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

(2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

(別添1)

認 定 基 準

1 インターフェロン治療について

(1) HBe 抗原陽性でかつHBV-DNA 陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの

(2) HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの

※ 本事業において、2回目の助成を受けることができるのは、上記の(2)の基準を満たし、かつ、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

① 前回の治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース。

② 前回の治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース。

2 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

2. C型慢性肝疾患

(1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。ただし、これまでの治療において、十分量の3剤併用療法（ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル）による24週投与が行われた場合を除く。

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

- ① これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース
- ② これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

(2) ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビルによる3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、これまでに3剤併用療法を受けたことがなく、かつ肝がんの合併のないもの

※1 上記については、1回のみの助成とする。ただし、2.（1）に係る治療歴の有無を問わない。

※2 3剤併用療法の実施は、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限る。

(別添 2)

助成期間の延長に係る取扱い

1 例外的に助成期間の延長を認める場合は、下記によるものとする。ただし、少量長期投与については、対象としない。

(1) C型慢性肝炎セログループ1型かつ高ウイルス量症例に対する、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師が72週投与が必要と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めること。

(2) 副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、最大2か月を限度とする期間延長を認めること。ただし、再治療(再投与)については、対象としない。

※ (1) 及び (2) について各々該当する場合には、最大1年8か月を限度とする期間延長を認める。

2 上記の(1)における「一定の条件」を満たす場合は、下記によるものとする。

(1) これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週投与を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化した~~が~~再燃した~~者で、~~今回の治療において、「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」に該当し48週プラス24週(トータル72週間)の延長投与が必要と医師が判断した場合。

(2) (1)に該当しない者であり、今回の治療において、「投与開始後12週後にHCV-RNA量が前置(※)の1/100以下に低下するが、HCV-RNAが陽性(Real time PCR)で、36週までに陰性化した症例」に該当し48週プラス24週(トータル72週)の延長投与が必要と医師が判断した場合。

※ 前置：治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

参考) 平成22年3月現在、ペグインターフェロン製剤添付文書中、重要な基本的注意において、『48週を超えて投与をした場合の有効性・安全性は確立していない。』旨の記載がある。

(別添 2)

助成期間の延長に係る取扱い

1 例外的に助成期間の延長を認める場合は、下記によるものとする。ただし、少量長期投与については、対象としない。

(1) C型慢性肝炎セログループ1型かつ高ウイルス量症例に対する、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師が72週投与が必要と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めること。

(2) 副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、最大2か月を限度とする期間延長を認めること。ただし、再治療(再投与)については、対象としない。

※ (1) 及び (2) について各々該当する場合には、最大1年8か月を限度とする期間延長を認める。

2 上記の(1)における「一定の条件」を満たす場合は、下記によるものとする。

(1) 前回の治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週投与を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化した~~が~~再燃した~~者で、~~今回の治療において、「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」に該当し48週プラス24週(トータル72週間)の延長投与が必要と医師が判断した場合。

(2) (1)に該当しない者であり、今回の治療において、「投与開始後12週後にHCV-RNA量が前置(※)の1/100以下に低下するが、HCV-RNAが陽性(Real time PCR)で、36週までに陰性化した症例」に該当し48週プラス24週(トータル72週)の延長投与が必要と医師が判断した場合。

※ 前置：治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

参考) 平成22年3月現在、ペグインターフェロン製剤添付文書中、重要な基本的注意において、『48週を超えて投与をした場合の有効性・安全性は確立していない。』旨の記載がある。

様式第1号（要綱第11条関係）

（表面：両面印刷）

肝炎治療受給者証交付（新規・2回目の制度利用・転入）申請書
（インターフェロン治療）

申請理由 (該当するものを○をつけてください)		1. <u>3剤併用療法を除く（新規）</u> 2. <u>3剤併用療法を除く（2回目の制度利用）</u> 3. <u>テラプレビルを含む3剤併用療法</u> 4. 他都道府県からの転入			
申請者	フリガナ氏名			性別	男 女
	生年月日	明昭 年 月 日（満 歳）		職業	
	住 所	〒 (電話)			
	加入医療保険	被保険者氏名		受給者との続柄	
		保険種別	政・組・船・共・国・後・協	被保険者証の記号・番号	
被保険者証発行機関名					
保険者番号					
病 名					
本助成制度利用歴		1. あり 2. なし 受給者番号 () 有効期間 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)			
治療医療機関	名 称	〔 診断書作成 医療機関 〕			
	所在地				
	名 称				
	所在地				
インターフェロン治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けること及び県による治療結果等データの収集について同意しましたので、肝炎インターフェロン治療受給者証の交付を申請します。					
申請者氏名				印	
平成 年 月 日					
福岡県知事 殿					

※申請者が何らかの理由で自署できない場合は、保護者が代筆ください。

※申請書及び診断書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、肝疾患対策の基礎資料とする目的以外には使用することはありません。

〔注〕助成を受けることができるのは、裏面の認定基準を満たした場合に限られますので、申請に当たっては主治医等とよく御相談ください。

様式第1号（要綱第11条関係）

肝炎治療受給者証交付（新規・2回目の制度利用・転入）申請書
（インターフェロン治療）

申請理由 (該当するものを○をつけてください)		1. 新規 2. 2回目の制度利用 3. 他都道府県からの転入			
申請者	フリガナ氏名			性別	男 女
	生年月日	明昭 年 月 日（満 歳）		職業	
	住 所	〒 (電話)			
	加入医療保険	被保険者氏名		受給者との続柄	
		保険種別	政・組・船・共・国・後・協	被保険者証の記号・番号	
被保険者証発行機関名					
保険者番号					
病 名					
本助成制度利用歴		1. あり 2. なし 受給者番号 () 有効期間 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)			
治療医療機関	名 称	〔 診断書作成 医療機関 〕			
	所在地				
	名 称				
	所在地				
インターフェロン治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けること及び県による治療結果等データの収集について同意しましたので、肝炎インターフェロン治療受給者証の交付を申請します。					
申請者氏名				印	
平成 年 月 日					
福岡県知事 殿					

※申請者が何らかの理由で自署できない場合は、保護者が代筆ください。

※申請書及び診断書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、肝疾患対策の基礎資料とする目的以外には使用することはありません。

1. B型慢性肝疾患

(1) インターフェロン治療について

HBe抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの(ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

(2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

2. C型慢性肝疾患

(1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。ただし、これまでの治療において、十分量の3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル)による24週投与が行われた場合を除く。

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

① これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

② これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

(2) ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビルによる3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、これまでに3剤併用療法を受けたことがなく、かつ肝がんの合併のないもの

※1 上記については、1回のみの助成とする。ただし、2. (1)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 3剤併用療法の実施は、日本皮膚科学会皮膚科専門医(日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。)と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限る。

(様式第2号 略)

(様式第3号 略)

(様式第2号 略)

(様式第3号 略)

様式第4号（要綱第10条関係）

肝炎治療受給者証（3剤併用療法を除くインターフェロン治療）の交付申請に係る診断書（新規）

フリガナ	性別			生年月日（年齢）		
患者氏名	男・女			明昭 大平 年 月 日生（満 歳）		
住所	郵便番号					
	電話番号					
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 （あれば記 載する）	医療機関名 医師名			
過去の治療歴	☐ これまでの治療において十分な3剤併用療法（ペグインターフェロン、リバビリン及びアデラフィビル）による24週投与を受けていない。 ☐ にチェックを入れてください。					
検査所見 【必須】	各個のインターフェロン治療開始直前の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー (1) HBs抗原（+・-）（検査日：平成 年 月 日） (2) HBe抗原（+・-） HBe抗体（+・-）（検査日：平成 年 月 日） (3) HBV-DNA定量 _____（単位： _____、測定法 _____） 2. C型肝炎ウイルスマーカー (1) HCV-RNA定量 _____（単位： _____、測定法 _____） (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他（該当する方を○で囲む） genotype 1a・1b・2a・2b・その他（該当する方を○で囲む） 3. 血液検査（検査日：平成 年 月 日） AST _____ IU/L ALT _____ IU/L 血小板数 _____ $\times 10^4 / \mu\text{l}$ 4. 画像診断および肝生検などの所見（検査日：平成 年 月 日）					
診断 【必須】	該当番号を○で囲む 1. 慢性肝炎（B型肝炎ウイルスによる） 2. 慢性肝炎（C型肝炎ウイルスによる） 3. 代償性肝硬変（C型肝炎ウイルスによる）					
合併症	1. なし 2. あり（ _____ ）					
肝がんの合併 【必須】	肝がん 1. なし 2. あり					
治療内容 【必須】	1 該当する□にチェック（レ点）を記入する ☐ 初回治療 ☐ 再治療 2 該当番号を○で囲む 1. インターフェロンα製剤（1回投与量 _____ 単位） 2. インターフェロンβ製剤（1回投与量 _____ 単位） 3. ペグインターフェロン製剤（1回投与量 _____ μg ） 4. リバビリン製剤（服用量 _____ mg） 5. その他（具体的に記載してください） ※申請者体重 _____ kg 治療予定期間 _____ 週（平成 年 月 日～平成 年 月 日）					
治療の留意点						
医療機関名および所在地	記載年月日 平成 年 月 日					
医師氏名	印					

（注）

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体以外の検査所見は、記載日前6か月以内（但し、インターフェロン治療中の場合は治療開始時）の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

様式第4号（要綱第10条関係）

肝炎インターフェロン治療受給者証認定に係る診断書

フリガナ	性別			生年月日（年齢）		
患者氏名	男・女			明昭 大平 年 月 日生（満 歳）		
住所	郵便番号					
	電話番号					
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 （あれば記 載する）	医療機関名 医師名			
検査所見 【必須】	インターフェロン治療開始直前の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー (1) HBs抗原（+・-）（該当する方を○で囲む） (2) HBe抗原（+・-） HBe抗体（+・-）（該当する方を○で囲む） (3) HBV-DNA定量 _____（単位： _____、測定法 _____） 2. C型肝炎ウイルスマーカー (1) HCV-RNA定量 _____（単位： _____、測定法 _____） (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他（該当する方を○で囲む） genotype 1a・1b・2a・2b・その他（該当する方を○で囲む） 3. 血液検査（検査日：平成 年 月 日） AST _____ IU/L ALT _____ IU/L 血小板数 _____ $\times 10^4 / \mu\text{l}$ 4. 画像診断および肝生検などの所見 （検査日：平成 年 月 日）					
診断 【必須】	該当番号を○で囲む 1. 慢性肝炎（B型肝炎ウイルスによる） 2. 慢性肝炎（C型肝炎ウイルスによる） 3. 代償性肝硬変（C型肝炎ウイルスによる）					
合併症	1. なし 2. あり（ _____ ）					
肝がんの合併 【必須】	肝がん 1. なし 2. あり					
予定治療内容 【必須】	1 該当する□にチェック（レ点）を記入する ☐ 初回治療 ☐ 再治療 2 該当番号を○で囲む 1. インターフェロンα製剤（1回投与量 _____ 単位） 2. インターフェロンβ製剤（1回投与量 _____ 単位） 3. ペグインターフェロン製剤（1回投与量 _____ μg ） 4. リバビリン製剤（服用量 _____ mg） 5. その他（具体的に記載してください） ※申請者体重 _____ kg 治療期間 _____ 週（平成 年 月 日～平成 年 月 日）					
治療の留意点						
医療機関名および所在地	記載年月日 平成 年 月 日					
医師氏名	印					

（注）

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前6か月以内（但し、インターフェロン治療中の場合は治療開始時）の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

様式第5号（要領第10条関係）

（表面）

肝炎治療受給者証（3剤併用療法を除くインターフェロン治療）の交付申請に係る診断書（2回目の制度利用）

フリガナ	性別	生年月日（年齢）
患者氏名	男・女	明昭 大平 年 月 日生（満 歳）
住所	郵便番号	電話番号

【認定要件】 下記の（1）又は（2）の該当する方の口にチェック（レ点）を記入する。

（1）B型慢性活動性肝炎の場合

これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けていない。

はい

☐

いいえ

☐

2回目の制度利用 適用

2回目の制度利用 適用外

（2）C型慢性肝炎またはC型代償性肝硬変の場合

これまでの治療で十分量の3剤併用療法24週の施行者ではない。

※3剤併用とは：ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル

はい

☐

いいえ

☐

これまでの治療でPEG-IFN/RBV併用療法72週の施行者ではない。

はい

☐

いいえ

☐

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及び代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療施行中の患者であり、現在肝がんの合併がないものである。

はい

☐

いいえ

☐

これまでの治療がペグインターフェロン／リバビリン併用療法であった。

いいえ

☐

はい

☐

十分量の48週投与であった。

いいえ

☐

はい

☐

前回の治療で、36週目までにHCV-RNAが陰性化した。

はい

☐

いいえ

☐

2回目の制度利用 適用

2回目の制度利用 適用外

*「これまでの治療」とは、今回の治療以前の治療であり、今回の治療から2ヶ月以上前に終了したインターフェロン治療のことをいう。治療等も含む。

様式第5号（要領第10条関係）

（表面）

肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の交付申請に係る診断書（2回目の制度利用）

フリガナ	性別	生年月日（年齢）
患者氏名	男・女	明昭 大平 年 月 日生（満 歳）
住所	郵便番号	電話番号

【適用要件】 該当する口にチェック（レ点）を記入する。

前回の治療でPEG-IFN/RBV併用療法72週の施行者は除く。

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及び代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療施行中の患者であり、現在肝がんの合併がないものである。

はい

☐

いいえ

☐

前回の治療がペグインターフェロン／リバビリン併用療法であった。

いいえ

☐

はい

☐

十分量の48週投与であった。

いいえ

☐

はい

☐

前回の治療で、36週目までにHCV-RNAが陰性化した。

はい

☐

いいえ

☐

2回目の制度利用 適用

2回目の制度利用 適用外

*「前回の治療」とは、今回の治療以前（直近）の治療であり、今回の治療から2ヶ月以上前に終了した治療のことをいう。

(様式第5号の裏面)

【患者氏名】

【生年月日】 明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)

検査所見	今回のインターフェロン治療開始直前の所見を記入する。	
	1. B型肝炎ウイルスマーカー (1) HBs抗原 (+・-) (検査日: 平成 年 月 日) (2) HBe抗原 (+・-) HBe抗体 (+・-) (検査日: 平成 年 月 日) (3) HBV-DNA定量 (単位:) (検査法:) (検査日: 平成 年 月 日)	
	2. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 (単位:) (検査法:) (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他 (該当する方を○で囲む) ゲノタイプ1a・1b・2a・2b・その他 (該当する方を○で囲む)	
	3. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST $\frac{\text{IU}}{\text{L}}$ ALT $\frac{\text{IU}}{\text{L}}$ 血小板数 $\times 10^4 / \mu\text{L}$	
	4. 画像診断および肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日) (所見)	
診断	該当番号を○で囲む 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)	
合併症	1. なし 2. あり ()	
肝がんの合併	肝がん 1. なし 2. あり	
予定治療内容	該当番号を○で囲む (B型慢性活動性肝炎の場合は3のみが対象) 1. インターフェロン α 製剤 (1回投与量 単位) 2. インターフェロン β 製剤 (1回投与量 単位) 3. ペグインターフェロン製剤 (1回投与量 μg) 4. リバビリン製剤 (服用量 mg) 5. その他 (具体的に記載してください) ※申請者体重 kg 治療予定期間 週 (平成 年 月～平成 年 月)	
治療の課題		
医療機関名および所在地	記載年月日 平成 年 月 日	
医師氏名	印	

(注)

- 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
- HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体以外の検査所見は、記載日の6か月以内 (但し、インターフェロン治療中の場合は治療開始時の) の資料に基づいて記載してください。
- 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

様式第5号 (要綱第10条関係) の裏面

(裏面)

検査所見	インターフェロン治療開始直前の所見を記入する。	
	1. C型肝炎ウイルスマーカー (1) HCV-RNA定量 (単位:) (検査法:) (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他 (該当する方を○で囲む) ゲノタイプ1a・1b・2a・2b・その他 (該当する方を○で囲む) 2. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST $\frac{\text{IU}}{\text{L}}$ ALT $\frac{\text{IU}}{\text{L}}$ 血小板数 $\times 10^4 / \mu\text{L}$ 3. 画像診断および肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日)	
診断	該当番号を○で囲む 1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)	
合併症	1. なし 2. あり ()	
肝がんの合併	肝がん 1. なし 2. あり	
予定治療内容	該当番号を○で囲む 1. インターフェロン α 製剤 (1回投与量 単位) 2. インターフェロン β 製剤 (1回投与量 単位) 3. ペグインターフェロン製剤 (1回投与量 μg) 4. リバビリン製剤 (服用量 mg) 5. その他 (具体的に記載してください) ※申請者体重 kg 治療予定期間 週 (平成 年 月～平成 年 月)	
治療の課題		
医療機関名および所在地	記載年月日 平成 年 月 日	
医師氏名	印	

(注)

- 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
- 記載日前6か月以内 (但し、インターフェロン治療中の場合は治療開始時の) の資料に基づいて記載してください。
- 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

様式第6号(要指第10条関係)

肝炎治療受給者証(ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法)の交付申請に係る診断書

フリガナ 患者氏名			性別	生年月日(年齢)	
			男・女	明昭 大平 年 月 日 生 (満 歳)	
住所	郵便番号 電話番号 ()				
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載)	医療機関名 医師名		
前回の治療歴	該当番号を○で囲む。 ☐ 1. 治療歴なし(初回治療例) ☐ 2. 治療歴があるが、これまでに3剤併用療法を受けていない。 (2. にチェックした場合)前回の治療内容 ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で再燃 イ. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で無効 ウ. 上記以外の治療 (具体的に記載:)				
検査所見	今回の治療開始前の所見を記入する。 1. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 (単位: 、測定法) (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他 (該当する方を○で囲む。) ゲノタイプ 1a・1b・2a・2b・その他 (該当する方を○で囲む。) 2. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU/l ALT _____ IU/l ヘモグロビン _____ g/dl 血小板 _____ /ul 3. 画像診断及び肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日) (所見:)				
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる。) 2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる。)				
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし				
治療内容	ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法 治療予定期間 24 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)				
治療実施医療機関について	(以下の項目にチェックがない場合は助成対象とはなりません。肝臓専門医常勤医師名を記載すること。) ☐ 日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関である。【常勤医師名: 】 ☐ 当該患者の3剤併用療法の実施に当たり、日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携している。				
治療上の問題点					
医療機関名及び所在地			記載年月日 平成 年 月 日		
医師氏名			印		

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前6か月以内(ただし、3剤併用治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。
4. 本診断書は治療実施医療機関が発行することとする。

様式第7号(要綱第10条関係)

肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の交付申請に係る診断書(新規)

フリガナ		性別	生年月日(年齢)	
患者氏名		男・女	明昭 大平	年 月 日生 (満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ()			
診断 【必須】	該当を○で囲む 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3. 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)			
現在の治療 【必須】	現在の核酸アナログ製剤治療の有無 ありの場合、核酸アナログ製剤治療の継続の必要 1. あり 2. なし 1. あり 2. なし			
検査所見 【必須】	核酸アナログ製剤治療開始直前の所見を記入する。 ただし、治療中の場合は直近の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー(検査日:平成 年 月 日) (1) HBs抗原 (+・-) (該当する方を○で囲む) HBs抗体 (+・-) HBs抗体 (+・-) (該当する方を○で囲む) (2) HBV-DNA 定量 (単位: 、測定法) 2. 血液検査(検査日:平成 年 月 日) AST _____ IU/l ALT _____ IU/l 血小板数 _____ $\times 10^4$ / μ l 3. 画像診断および肝生検などの所見(特記すべき所見があれば記載する) (検査日:平成 年 月 日)			
治療内容 【必須】	該当番号を○で囲み、1日投与量を記入する。 1. エンテカビル (mg) 2. ラミブジン (mg) 3. アデホビル (mg) 4. その他(具体的に記載してください、) 治療開始日(予定を含む)平成 年 月 日			
治療上の 問題点				
医療機関名及び所在地 記載年月日平成 年 月 日				
医師氏名 印				

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前3か月以内の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

様式第6号(要綱第10条関係)

肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の交付申請に係る診断書(新規)

フリガナ		性別	生年月日(年齢)	
患者氏名		男・女	明昭 大平	年 月 日生 (満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ()			
診断 【必須】	該当を○で囲む 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3. 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)			
現在の治療 【必須】	現在の核酸アナログ製剤治療の有無 ありの場合、核酸アナログ製剤治療の継続の必要 1. あり 2. なし 1. あり 2. なし			
検査所見 【必須】	核酸アナログ製剤治療開始直前の所見を記入する。 ただし、治療中の場合は直近の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー(検査日:平成 年 月 日) (1) HBs抗原 (+・-) (該当する方を○で囲む) HBs抗体 (+・-) HBs抗体 (+・-) (該当する方を○で囲む) (2) HBV-DNA 定量 (単位: 、測定法) 2. 血液検査(検査日:平成 年 月 日) AST _____ IU/l ALT _____ IU/l 血小板数 _____ $\times 10^4$ / μ l 3. 画像診断および肝生検などの所見(特記すべき所見があれば記載する) (検査日:平成 年 月 日)			
治療内容 【必須】	該当番号を○で囲み、1日投与量を記入する。 1. エンテカビル (mg) 2. ラミブジン (mg) 3. アデホビル (mg) 4. その他(具体的に記載してください、) 治療開始日(予定を含む)平成 年 月 日			
治療上の 問題点				
医療機関名及び所在地 記載年月日平成 年 月 日				
医師氏名 印				

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前3か月以内の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

様式第8号（要綱第13条関係）

肝炎インターフェロン治療受給者証 【3剤併用療法を除くインターフェロン治療】				
公費負担番号				受給者番号
受給者	住 所			
	氏 名			
	性別		生年月日	
病 名				
受療医療機関				
有効期間				
月額自己負担限度額				区 分
平成 年 月 日交付				
福岡県知事				

様式第7号（要綱第13条関係）

肝炎インターフェロン治療受給者証				
公費負担番号				受給者番号
受給者	住 所			
	氏 名			
	性別		生年月日	
病 名				
受療医療機関				
有効期間				
月額自己負担限度額				区 分
平成 年 月 日交付				
福岡県知事				

様式第8の2号（要綱第13条関係）

肝炎インターフェロン治療受給者証

【テラプレビルを含む3剤併用療法】

公費負担番号				受給者番号		
受給者	住 所					
	氏 名					
	性別		生年月日			
病 名						
受療医療機関						
有効期間						
月額自己負担限度額					区 分	
平成 年 月 日交付						
福岡県知事						

様式第9号(要綱第13条関係)

様式第10号(要領第2条関係)

様式第11号(要領第5条の3関係)

様式第12号(要領第6条関係)

様式第13号(要綱第14条関係)

様式第14号(要綱第16条関係)

様式第15号(要綱第14条関係)

様式第8号(要綱第13条関係)

様式第9号(要領第2条関係)

様式第10号(要領第5条の3関係)

様式第11号(要領第6条関係)

様式第12号(要綱第14条関係)

様式第13号(要綱第16条関係)

様式第14号(要綱第14条関係)

答。客船は海防期間内の休養場について、我々の客人を預けに留めて客人をお預けします。
尚、船入がない西事案については、計算時刻になりません。肝表治療等別西事案において対象となる民衆
費のうち、受給客船の自己負担医療費管理費に船入されていないものについては、船入遅延率がないようにお
願いします。

様式第16号の2 (要領第12条関係)

肝炎治療費請求書 (調剤薬局用)

調剤薬局様

インターフェロン治療費及び経口アデノグリコチン製剤治療費として下記のとおり請求します。

*決定金額		円	
姓	氏名	〒	
受給者	氏名	1a	
生年月日	M・T	年 月 日 生	
氏名	S・H	(職)	
病名	受給者証有効期間	平成	年 月 日から
	平成	年 月 日まで	
お支払い番号	自己負担		
受給者番号	調剤薬局	円	
支払方法	1 受給者の口座に振替 2 下記調剤薬局により受付けられた者の口座に振替		
(○で印付)	3 現金 (銀行 支店)		

委任状

私は下記の患者の代理人となり、調剤薬局からのインターフェロン治療費及び経口アデノグリコチン製剤治療費 (療養費) の支払いを委任します。

姓	氏名	受給者	氏名
住所	住所	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名	氏名
調剤薬局の住所		調剤薬局の住所	

○受給者の方へ (注意事項)

①この請求書は有効期間の開始日以降で、既に支払った医療費のうち、自己負担額超過額を超え、払い戻しがある場合に提出してください。

②療養費の記入要領に沿って上記内容をご記入ください。右ページは受給者証有効期間内の医療費等について、医療機関及び調剤薬局に記入してもらい、証明用をもちってください。

③請求書受付窓口に出向の際は、この請求書と領収書 (受領書) 両方、療養費受取通知書 (療養費受取通知書) のみ、受給者証、通帳、認印をお持ちの上お持ち帰りください。

*支払金額決定額			
受給期間	医療費 公費負担額	患者負担額	患者自己負担額
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円
計	円	円	円

医療機関記入欄

インターフェロン治療費及び経口アデノグリコチン製剤治療費 (日別に記入すること)

発行年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

肝炎治療費特別医療費において認定されている医療のため、上記のとおり医療機関が発行したことを証明します。

年 月 日 医療機関コード ()

医療機関所在地 ()

医療機関の名称 ()

医療機関の代表者 ()

調剤薬局記入欄

調剤薬局の調剤費 (月別に記入すること)

受給期間	調剤費 日額	調剤費の総額	本給費のうち インターフェロン治療費 経口アデノグリコチン製剤 治療費に充当される金額	患者負担額	備考
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円	円	
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円	円	
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円	円	
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円	円	
計				円	

上記のとおり、肝炎治療費特別医療費において認定されている医療の医療のため費用を受給者より徴収であることを証明します。

年 月 日 医療機関コード ()

調剤薬局所在地 ()

名称 ()

代表者氏名 ()

○医療機関の方へ (注意事項)

肝炎治療費特別医療費において、公費負担の対象となっている医療の処方箋の発行年月日を日別に記入してください。記入要領は裏面をご覧ください。

○調剤薬局の方へ (注意事項)

受給者証有効期間内に処方箋の発行があった調剤について、裏面の記入要領に沿って記入をお願いします。調剤費の記入要領は処方箋の発行日に基づきますので、処方箋発行日が有効期間外である場合には、当該調剤は公費負担の対象とはなりません。ご注意ください。

尚、記入がない調剤については、計算対象になりません。肝炎治療費特別医療費において対象となる調剤のうち、受給者の自己負担額超過額に認定されていないものについては、記入漏れ等がないようお願いします。

経口インターフェロン治療費請求書には、「3 新薬用医薬品を除くインターフェロン治療」及び「ラザレピドを含む併用療法」があります。請求された受給者の治療に当てはまる請求書の請求をお願いします。

様式第16号の2 (要領第12条関係)

肝炎治療費請求書 (調剤薬局用)

調剤薬局様

インターフェロン治療費及び経口アデノグリコチン製剤治療費として下記のとおり請求します。

請求金額		円	
*決定金額		円	
姓	氏名	〒	
受給者	氏名	1a	
生年月日	M・T	年 月 日 生	
氏名	S・H	(職)	
病名	受給者証有効期間	平成	年 月 日から
	平成	年 月 日まで	
公費負担番号	自己負担		
受給者番号	調剤薬局	円	
支払方法	1 受給者の口座に振替 2 下記調剤薬局により受付けられた者の口座に振替		
(○で印付)	3 現金 (銀行 支店)		

委任状

私は下記の患者の代理人となり、調剤薬局からのインターフェロン治療費及び経口アデノグリコチン製剤治療費 (療養費) の支払いを委任します。

姓	氏名	受給者	氏名
住所	住所	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名	氏名
調剤薬局の住所		調剤薬局の住所	

○受給者の方へ (注意事項)

①この請求書は有効期間の開始日以降で、既に支払った医療費のうち、自己負担額超過額を超え、払い戻しがある場合に提出してください。

②療養費の記入要領に沿って上記内容をご記入ください。右ページは受給者証有効期間内の医療費等について、医療機関及び調剤薬局に記入してもらい、証明用をもちってください。

③請求書受付窓口に出向の際は、この請求書と領収書 (受領書) 両方、療養費受取通知書 (療養費受取通知書) のみ、受給者証、通帳、認印をお持ちの上お持ち帰りください。

*支払金額決定額			
受給期間	医療費 公費負担額	患者負担額	患者自己負担額
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円
計	円	円	円

医療機関記入欄

インターフェロン治療費及び経口アデノグリコチン製剤治療費 (日別に記入すること)

発行年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

肝炎治療費特別医療費において認定されている医療のため、上記のとおり医療機関が発行したことを証明します。

年 月 日 医療機関コード ()

医療機関所在地 ()

名称 ()

医療機関の代表者 ()

調剤薬局記入欄

調剤薬局の調剤費 (月別に記入すること)

受給期間	調剤費 日額	調剤費の総額	本給費のうち インターフェロン治療費 経口アデノグリコチン製剤 治療費に充当される金額	患者負担額	備考
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円	円	
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円	円	
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円	円	
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円	円	
計				円	

上記のとおり、肝炎治療費特別医療費において認定されている医療の医療のため費用を受給者より徴収であることを証明します。

年 月 日 医療機関コード ()

調剤薬局所在地 ()

名称 ()

代表者氏名 ()

○医療機関の方へ (注意事項)

肝炎治療費特別医療費において、公費負担の対象となっている医療の処方箋の発行年月日を日別に記入してください。記入要領は裏面をご覧ください。

○調剤薬局の方へ (注意事項)

受給者証有効期間内に処方箋の発行があった調剤について、裏面の記入要領に沿って記入をお願いします。調剤費の記入要領は処方箋の発行日に基づきますので、処方箋発行日が有効期間外である場合には、当該調剤は公費負担の対象とはなりません。ご注意ください。

尚、記入がない調剤については、計算対象になりません。肝炎治療費特別医療費において対象となる調剤のうち、受給者の自己負担額超過額に認定されていないものについては、記入漏れ等がないようお願いします。

肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書 (72週投与用)

(申請者記載欄)

福岡県知事 殿

私は、インターフェロン投与期間を、48週を超えて最大72週まで延長することについて、治療の効果・副作用等に関し、医師から十分説明を受け、同意しましたので、肝炎インターフェロン治療受給者証の有効期間延長を申請します。

※ 以下の項目すべてに記入の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日
(フリガナ)
申請者氏名 _____ 印
性 別 (男・女)
生年月日 (大正・昭和・平成 年 月 日生)
(満 歳)
現住所 〒 _____

電話番号 ()

※お手持ちの肝炎インターフェロン治療受給者証を確認の上、記入ください。

受給者番号 ()
現行有効期間 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

- ※1) 本申請書は、現行有効期間が満了する前に、福岡県知事に申請してください。
※2) 延長は、現行有効期間に引き続く6か月を限度とします。
※3) 記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますのでご注意ください。

肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書 (72週投与用)

(申請者記載欄)

福岡県知事 殿

私は、インターフェロン投与期間を、48週を超えて最大72週まで延長することについて、治療の効果・副作用等に関し、医師から十分説明を受け、同意しましたので、肝炎インターフェロン治療受給者証の有効期間延長を申請します。

※ 以下の項目すべてに記入の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日
(フリガナ)
申請者氏名 _____ 印
性 別 (男・女)
生年月日 (大正・昭和・平成 年 月 日生)
(満 歳)
現住所 〒 _____

電話番号 ()

※お手持ちの肝炎インターフェロン治療受給者証を確認の上、記入ください。

受給者番号 ()
現行有効期間 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

- ※1) 本申請書は、現行有効期間が満了する前に、福岡県知事に申請してください。
※2) 延長は、現行有効期間に引き続く6か月を限度とします。
※3) 記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますのでご注意ください。

【患者氏名】

【生年月日】 明・大・昭・平 年 月 日生(満 歳)

(医師記載欄)

(様式第18号の裏面)

※ 以下の事項を全て確認の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

医療機関名 ()

所在地 (〒 ー)

担当医師名 () 印

【確認事項】※担当医師は、該当する場合、□にチェック(し点)及びカッコ内の記入をしてください。

(認定は、下記の「助成期間の延長(72週投与)適用」までチェックが入ることが必要です。)

今回の治療がC型慢性肝炎セログループ1型、高ウイルス量症例に対する、
ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法である。

※ 現在治療開始後()週目で継続中である。(一時休薬期間は除く。)

これまでの治療がペグインターフェロン/リバビリン併用療法であった。

はい

いいえ

これまでの治療で、36週目までにHCV-RNAが陰性化した。

はい

いいえ

今回の治療が、
「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」
に該当し、48週プラス24週
(トータル72週間)の投与が必要と判断した。

はい

いいえ

今回の治療において、肝臓専門医(日本肝臓学会認定)と連携し、継続治療を実施している。

※確認できる書類を添付。(専門医からの紹介書類等)ただし、主治医が肝臓専門医である場合は、確認書類を省略することができる。

はい

いいえ

助成期間の延長(72週投与)
適用

※変更後の予定期間
(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

今回の治療が、
「投与開始後12週後にHCV-RNAが前値(※)の1/100以下に低下するが、
HCV-RNAが陽性(Real Time PCR)で、
36週までに陰性化した症例」
に該当し、48週プラス24週(トータル72週間)の投与が必要と判断した。
※ 前値: 治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

はい

いいえ

助成期間の延長(72週投与)
適用外

※これまでの治療: 今回の治療以前(直近)の治療であり、今回の治療から2ヶ月以上前に終了したインターフェロン治療のことをいう。治療等も含む。

(注)ペグインターフェロン製剤添付文書【使用上の注意】の重要な基本的注意において、「本剤を48週を超えて投与した場合の安全性・有効性は確立していない。」とする記載がある旨を十分留意してください。

各医療機関においては、本書類は受給者証新規申請時にかかる診断書の変更用という性格の書類であるため、申請者の追加負担とならないようご配慮いただきますようご協力ください。

(医師記載欄)

(裏面)

※ 以下の事項を全て確認の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

医療機関名 ()

所在地 (〒 ー)

担当医師名 () 印

【確認事項】※担当医師は、該当する場合、□にチェック(し点)を入れてください。

(認定は、下記の「助成期間の延長(72週投与)適用」までチェックが入ることが必要です。)

今回の治療がC型慢性肝炎セログループ1型、高ウイルス量症例に対する、
ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法である。

現在治療開始後()週目で継続中である。(一時休薬期間は除く。)

前回の治療がペグインターフェロン/リバビリン併用療法であった。

はい

いいえ

前回の治療で、36週目までにHCV-RNAが陰性化した。

はい

いいえ

今回の治療が、
「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」
に該当し、48週プラス24週
(トータル72週間)の投与が必要と判断した。

はい

いいえ

今回の治療において、肝臓専門医(日本肝臓学会認定)と連携し、継続治療を実施している。

※確認できる書類を添付。(専門医からの紹介書類等)ただし、主治医が肝臓専門医である場合は、確認書類を省略することができる。

はい

いいえ

助成期間の延長(72週投与)
適用

※変更後の予定期間
(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

今回の治療が、
「投与開始後12週後にHCV-RNAが前値(※)の1/100以下に低下するが、
HCV-RNAが陽性(Real Time PCR)で、
36週までに陰性化した症例」
に該当し、48週プラス24週(トータル72週間)の投与が必要と判断した。
※ 前値: 治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

はい

いいえ

助成期間の延長(72週投与)
適用外

※前回の治療: 今回の治療以前(直近)の治療であり、今回の治療から2ヶ月以上前に終了した治療のことをいう。

(注)ペグインターフェロン製剤添付文書【使用上の注意】の重要な基本的注意において、「本剤を48週を超えて投与した場合の安全性・有効性は確立していない。」とする記載がある旨を十分留意してください。

様式第19号(要領第5条の4関係)

様式第18号(要領第5条の4関係)

福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱

第1条 目 的

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の医療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

第2条 実施主体

実施主体は福岡県とする。

第3条 対象疾患

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

第4条 対象患者

対象患者は、福岡県に住所を有する者で、前条に掲げる対象疾患に罹患したため、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）において当該疾患に関する医療保険各法の規定による給付を受けている者及び次に掲げる医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者とする。ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている者は、原則として除くものとする。

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者
- 2 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けている者

第5条 対象医療の範囲

対象医療の範囲は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。

なお、当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療は助成の対象としない。

第6条 助成期間

助成の期間は、原則として同一患者につき1年を限度とする。

第7条 実施方法

原則として福岡県が第5条に定める対象医療を適切に行うことができる保険医療機関等に対し、当該治療に必要な費用に相当する金額を交付することにより行うものとする。

第8条 医療費等

前項の費用に相当する金額は、次の1に規定する額から2に規定する対象患者が負担する額を控除した額とする。

- 1 医療保険各法の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該治療に要する費用の額の合計額から医療保険各法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額
- 2 1ヵ月につき別表に定める額を限度とする額

第9条 治療医療機関

治療を行う医療機関は、福岡県肝炎対策協議会（平成20年2月15日施行）が定める要件を満たしているものとし、肝炎治療特別促進事業に関し、知事と委託契約を締結するものとする。

第10条 認定

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関が発行する別紙様式第4から7号による肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書（以下、「診断書」という。）を基に、対象患者の認定を行うものとする。認定を行うに当たっては、肝炎対策協議会設置要綱第7条に規定する福岡県慢性

肝炎認定審査会が、知事の要請により、肝炎治療特別促進事業の実施に必要な参考意見を具申するものとする。

第 11 条 申請

第 9 条の医療機関において、第 3 条に規定する疾患であると診断されかつ、第 4 条に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者又は核酸アナログ製剤治療受給者であって、有効期間内に福岡県に住所を有することとなった者は、別紙様式第 1 から 3 号による肝炎治療受給者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、所管保健所等（政令市を含む。以下「保健所」という。）を経由し、知事に提出するものとする。

第 12 条 医療費の請求及び支払

医療機関は、受給者証を交付された者（以下「受給者」という。）の医療費を請求するときは、治療を行った翌月 10 日までに第 1 号に掲げる書類を福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に、第 2 号に掲げる書類を福岡県社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出するものとする。ただし、自己審査を行っている会社等の直営医療機関は、受給者の診療に係る医療費を請求するときは、肝炎治療費請求書（様式第 16 号）（以下、「治療費請求書」という。）により知事に請求し、知事は、治療の内容を審査し支払うものとする。

- 1 当該医療費に係る事項及び国民健康保険に係る事項を併記した国民健康保険の診療（調剤）報酬請求書並びに診療（調剤）報酬明細書
- 2 当該医療費に係る事項及び各種社会保険に係る事項を併記した各種社会保険の診療（調剤）報酬請求書並びに診療（調剤）報酬明細書

第 13 条 受給者証の交付

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたときは、保健所を経由し、別紙様式第 8 から 9 号による肝炎治療受給者証（以下、「受給者証」という。）を交付するものとする。

第 14 条 受給者証及び登録者記載事項等の変更

- 1 受給者証の交付を受けた者が、受給者証記載事項、加入医療保険等に変更を生じたときは速やかに肝炎治療受給者証（変更・返納）届（様

式第13号) (以下、「変更・返納届」) に、これを証する書面を添えて保健所に届け出なければならない。

- 2 患者は、受療する医療機関を追加・変更しようとする場合は、肝炎治療特別促進事業医療機関(追加・変更)申請書(様式第15号)により、保健所を経由し、知事に申請することができる。
- 3 保健所は、変更事項の確認をし、受給者証の再発行等を行い、その旨、知事に報告するものとする。

第15条 受給者証の返納

受給者証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに変更・返納届に受給者証を添付して保健所を経由して知事に返納しなければならない。

- 1 福岡県に住所を有しなくなったとき。
- 2 受給者証の交付を受けた者がインターフェロン治療患者又は核酸アナログ製剤治療患者でなくなったとき。
- 3 受給者証の交付を受けた者が生活保護法等他法の適用を受けることとなったとき。
- 4 その他受給者証を必要としなくなったとき。

第16条 受給者証の再交付

- 1 受給者証を破損し、又は紛失した者は、肝炎治療受給者証再交付申請書(様式第14号)(以下「再交付申請書」という。)を保健所に提出し、再交付を申請することができる。
- 2 保健所は、再交付申請書を受理し、審査の結果必要と認めた場合は、速やかに受給者証を再交付し、その旨、知事に報告するものとする。

第17条 支払業務の委託

知事は、第12条各号に掲げる書類の審査及び医療費の支払等の業務を国保連合会及び支払基金へ委託して行うものとする。

第18条 医療費の支払

医療費の支払は、原則として、医療費払いとする。ただし、療養費払いの必要があると認められたときの医療費請求は、治療費請求書により知事に請求し、知事は治療の内容を審査し、支払うものとする。

第19条 秘密保持

患者等に与える精神的影響を考慮して、助成事業によって知り得た事実の取り扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月22日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行し、平成23年11月25日から適用する。

(別表)

福岡県肝炎治療特別促進事業における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額（月額）
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額 が235,000円未満の場合	10,000円
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額 が235,000円以上の場合	20,000円

福岡県肝炎治療特別促進事業実施要領

第1条 目 的

福岡県肝炎治療特別促進事業を実施するにあたり、事業の円滑な推進を図るため福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき必要な事項を定める。

第2条 医療給付の申請について

実施要綱第5に定める医療の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1から3号による肝炎治療受給者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、医師が記載した別紙様式第4から7号による肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書（以下「診断書」という。）申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し並びに申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類の写し、世帯調書（様式第10号）を添えて、申請者が知事あてに申請しなければならない。

第3条 対象患者の認定について

知事は、実施要綱第10条に定める認定を行う際には、福岡県慢性肝炎認定審査会（以下「審査会」という。）に意見を求め、別添1及び別添2に定める対象患者の認定基準（以下「認定基準」という。）により適正に認定するものとする。

第4条 肝炎治療受給者証の交付等について

1 肝炎治療受給者証

知事は、対象患者を認定したときは、速やかに当該患者に対し、別紙様式第8から9号による肝炎治療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 交付申請書等の取扱い

知事は、申請書を受理したときは受理した日（以下「受理日」という。）から速やかに当該申請に対し、その可否を決定し、否とした場合には具体的な理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。

3 受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は1年以内で、治療予定期間に即した期間とし、原則として所管保健所等（政令市を含む。以下「保健所」という。）受理日の属する月の初日から起算するものとする。

ただし、重篤な貧血や高度の白血球減少等の副作用によって1ヶ月から2ヶ月

程度の治療中止期間が必要となり、助成期間である 1 年をわずかに超える場合には、2 ヶ月を限度に助成期間を延長するものとする。

また、C 型慢性肝炎セログループ 1 かつ高ウイルス量症例に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法について、認定基準を満たした場合には、7 2 週までの延長投与を認め、有効期間をトータル 1 年 6 ヶ月まで延長するものとする。

第 5 条 対象患者が負担すべき額について

- 1 実施要綱第 8 条により対象患者が保険医療機関等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に支払うべき額が、実施要綱第 8 条 2 に定める額（以下「自己負担限度額」という。）に満たない場合は、その全額を負担すべきものとする。
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による被保険者については、同法上の患者負担額の範囲内で、実施要綱第 8 条 2 に定める額を限度とする一部負担が生じるものとする。
- 3 対象患者の負担すべき額が実施要綱第 8 条 2 に定める額のうち、最高額となることが明らかである場合は、最高限度額適用の同意書（様式第 11 号）を添付することにより、第 2 条に定める申請者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類の写しの提出を省略することができる。
- 4 自己負担限度額の決定については、住民票上の世帯を単位とする。
ただし、配偶者以外の者であって、受給者及びその配偶者と、相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者については、受給者からの申請に基づいて、当該「世帯」の市町村民税課税額の合算対象から除外することを認める。

第 6 条 自己負担限度月額管理の取扱い

- 1 知事は、受給者に対し、肝炎治療自己負担限度月額管理票（様式第 12 号）（以下「管理票」という。）を交付するものとする。
- 2 管理票の交付を受けた受給者は、肝炎治療を受ける際に受給者証とともに管理票を保険医療機関等に提示するものとする。
- 3 管理票を提示された保険医療機関等は、受給者から自己負担額を徴収した際に、徴収した自己負担額及び当月中にその受給者が肝炎インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療について、支払った自己負担の累積額を管理票に記載するものとする。当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した場合は、管理票の所定欄にその旨を記載するものとする。

なお、当該自己負担限度月額、インターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療を併用する者の場合であっても、両治療に係る自己負担の合算額に対する1人当たりの限度月額とする。

- 4 受給者から、当該月の自己負担の累積額が自己負担限度月額に達した旨の記載のある管理票の提出を受けた保険医療機関等は、当該月において自己負担額を徴収しないものとする。

第7条 県内に転入した場合の取扱いについて

他の都道府県の受給者証を所持する者が、本県に転入し、引き続き受給者証の交付を受けようとする場合には、転入日の属する月の翌月末日までに、申請書に転入前に交付されていた受給者証の写し、住民票及び健康保険証の写しを添えて知事に届け出なければならない。

なお、この場合における受給者証の有効期間は、転入前に交付されていた受給者証の有効期間の終期までとする。

第8条 県外へ転出した場合の取扱いについて

受給者証を所持する患者（以下「受給者」という。）が、県外へ転出し、転出先においても引き続き当該受給者証の交付を受けようとする場合には、転出日の属する月の翌月末日までに、転出前に交付されていた受給者証の写し等を添えて転出先の都道府県知事に届け出るものとする。転出先の都道府県は、当該届出を受理した旨を転出元の都道府県に伝達するとともに、転出日以降の費用を負担するものとする。

なお、この場合における受給者証の有効期間は、転出前に交付されていた受給者証の有効期間の終期までとする。

第9条 受給者証の再交付

既に受給者証を有している者が、紛失、破損等の理由により再交付の申請をするときは、受給者証再交付申請書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

第10条 受給者証交付申請事項等の変更

- 1 受給者証の交付を受けた者が、申請事項等を変更しようとするときは、肝炎治療受給者証（変更・返納）届（様式第13号）に必要な添付書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 他の都道府県に転出する場合もしくは死亡し、受給者の資格を喪失した場合には、受給者証をすみやかに県に返還しなければならない。

第 11 条 治療中断による受給者証の延長

既に受給者証を有している者が、重篤な貧血や高度の白血球減少等の副作用によって1ヶ月から2ヶ月程度の治療中止期間が必要となり、助成期間を延長するときは、助成期間が満了する3ヶ月前から満了する間までに肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書（副作用等）（様式第17号）を知事に提出するものとする。知事は当該患者に受給者証を返却させ、2ヶ月を限度に助成期間を延長し、受給者に新たな受給者証を交付する。

第 12 条 7.2週投与による受給者証の延長

既に受給者証を有している者のうち、C型慢性肝炎セログループ1かつ高ウイルス量症例に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法を実施中の者が別添2の認定基準を満たし、有効期間をトータル1年6ヵ月まで延長するときは、助成期間が満了する3ヶ月前から満了後1ヶ月までに肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書（7.2週投与用）（様式第18号）を知事に提出するものとする。知事は当該患者に受給者証を返却させ、受給者に新たな受給者証を交付する。

第 13 条 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の更新

既に肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証を有している者のうち、医師が治療継続が必要と認める場合、肝炎治療受給者証交付（更新）申請書（核酸アナログ製剤治療）（様式第3号）に、申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し並びに申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類の写し、世帯調書（様式第9号）を添えて、知事に提出するものとする。知事は当該患者に受給者証を返却させ、受給者に新たな受給者証を交付する。

第 14 条 受給者証の取り下げ

既に受給者証を有している者から取り下げの申し出があったときは、これを認めないものとする。ただし、受給者証の交付前に取り下げの申し出があった場合についてはこの限りではない。

第 15 条 医療費の支払

- 1 知事が委託した保険医療機関等が要綱第5条に定める対象医療に要した費用として支払委託機関に請求する場合に当たっては、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）」の定めるところによる。

- 2 知事は、要綱第5条に定める対象医療費の請求を受けたときは、内容を審査し、医療費を支払うものとする。

第16条 療養費の支給

- 1 知事が特に認めたときは、委託した保険医療機関等に対するインターフェロン及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の支払いに代えて、療養費を支給することができる。
- 2 療養費の支給を受けようとするときは、受給者又はその扶養義務者は、肝炎治療費請求書（様式第16号）に知事が委託した保険医療機関等の領収済証明を受けて、知事あて請求するものとする。
- 3 知事は、療養費の請求を受けたときは、内容を審査し、療養費を支払うものとする。

第17条 保険医療機関等の指導

知事は、保険医療機関等に対して定期的な指導・助言を行うよう努めるとともに、適正な治療が実施されていない保険医療機関等に対して、本事業における適正化の推進に必要な措置を講じるものとする。

第18条 その他

知事は、必要に応じて、本事業のより効果的な運用を資するための情報収集等を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行し、平成23年11月25日から適用する。

(別添1)

認 定 基 準

1. B型慢性肝疾患

(1) インターフェロン治療について

HBe 抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの（ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe 抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。）

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

(2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

2. C型慢性肝疾患

(1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。ただし、これまでの治療において、十分量の3剤併用療法（ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル）による24週投与が行われた場合を除く。

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

- ① これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース
- ② これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

(2) ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビルによる3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、これまでに3剤併用療法を受けたことがなく、かつ肝がんの合併のないもの

※1 上記については、1回のみの助成とする。ただし、2.(1)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 3剤併用療法の実施は、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限る。

(別添2)

助成期間の延長に係る取扱い

- 1 例外的に助成期間の延長を認める場合は、下記によるものとする。ただし、少量長期投与については、対象としない。

- (1) C型慢性肝炎セログループ1型かつ高ウイルス量症例に対する、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師が72週投与が必要と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めること。

- (2) 副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、最大2か月を限度とする期間延長を認めること。ただし、再治療（再投与）については、対象としない。

※ (1) 及び (2) について各々該当する場合には、最大1年8か月を限度とする期間延長を認める。

- 2 上記の(1)における「一定の条件」を満たす場合は、下記によるものとする。

- (1) これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週投与を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化した者が再燃した者で、今回の治療において、「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」に該当し48週プラス24週（トータル72週間）の延長投与が必要と医師が判断した場合。

- (2) (1) に該当しない者であり、今回の治療において、「投与開始後12週後にHCV-RNA量が前置(※)の1/100以下に低下するが、HCV-RNAが陽性(Real time PCR)で、36週までに陰性化した症例」に該当し48週プラス24週（トータル72週）の延長投与が必要と医師が判断した場合。

※ 前置：治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

参考) 平成22年3月現在、ペグインターフェロン製剤添付文書中、重要な基本的注意において、『48週を超えて投与をした場合の有効性・安全性は確立していない。』旨の記載がある。

1. B型慢性肝疾患

(1) インターフェロン治療について

HBe抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの（ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。）

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

(2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

2. C型慢性肝疾患

(1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。ただし、これまでの治療において、十分量の3剤併用療法（ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル）による24週投与が行われた場合を除く。

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

- ① これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース
- ② これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

(2) ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビルによる3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、これまでに3剤併用療法を受けたことがなく、かつ肝がんの合併のないもの

※1 上記については、1回のみの助成とする。ただし、2.(1)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 3剤併用療法の実施は、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限る。

肝炎治療受給者証交付（新規・2回目の制度利用・転入）申請書
（インターフェロン治療）

申請理由 (該当する番号に○をつけてください)		1. 3剤併用療法を除く（新規） 2. 3剤併用療法を除く（2回目の制度利用） 3. テラプレビルを含む3剤併用療法 4. 他都道府県からの転入				
申請者	フリガナ氏名			性別	男 女	
	生年月日	明昭 年 月 日（満 歳） 大平		職業		
	住所	〒 (電話)				
	加入医療保険	被保険者氏名			受給者との続柄	
		保険種別	政・組・船・共・国・後・協		被保険者証の記号・番号	
		被保険者証発行機関名				
		保険者番号				
病名						
本助成制度利用歴	1. あり 2. なし 受給者番号 () 有効期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)					
治療医療機関	名称	〔 診断書作成 医療機関 〕				
	所在地					
	名称					
	所在地					
インターフェロン治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けること及び県による治療結果等データの収集について同意しましたので、肝炎インターフェロン治療受給者証の交付を申請します。						
申請者氏名 印 平成 年 月 日 福岡県知事 殿						

※申請者が何らかの理由で自署できない場合は、保護者が代筆ください。

※申請書及び診断書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、肝疾患対策の基礎資料とする目的以外には使用することはありません。

（注）助成を受けることができるのは、裏面の認定基準を満たした場合に限られますので、申請に当たっては主治医等とよく御相談ください。

肝炎治療受給者証交付（更新）申請書 （核酸アナログ製剤治療）						
申 請 者	フリガナ 氏 名				性 別	男 女
	生年月日	明昭 太平	年	月	日（満 歳）	職 業
	住 所	〒 （電話				
	加 入 医 療 保 険	被保険者氏名			受給者との 続 柄	
		保 険 種 別	政・組・船・共・国・後・協		被保険者証の 記号・番号	
		被保険者証 発行機関名				
		保険者番号				
	病 名					
本助成制度 利用歴	受給者番号（ 有効期間（平成 年 月 日～平成 年 月 日）					
治 療 医 療 機 関	名 称	〔 診断書作成 医療機関 〕				
	所 在 地					
	名 称					
	所 在 地					
核酸アナログ製剤治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けること及び県による治療結果等データの収集について同意しましたので、核酸アナログ製剤治療受給者証の交付を申請します。 申請者氏名 印 平成 年 月 日 福岡県知事 殿						

※申請者が何らかの理由で自署できない場合は、保護者が代筆ください。

※申請書及び診断書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、肝疾患対策の基礎資料とする目的以外には使用することはありません。

【核酸アナログ製剤治療の更新申請に係る医師の記載欄】

【患者氏名】	
【生年月日】 明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)	
検査所見 【必須】	核酸アナログ製剤治療更新時直近の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー (検査日:平成 年 月 日) (1) HBe 抗原 (+・-) (該当する方を○で囲む) HBe 抗体 (+・-) (該当する方を○で囲む) (2) HBV-DNA 定量 (単位: 、測定法) 2. 血液検査 (検査日:平成 年 月 日) AST IU/l ALT IU/l 血小板数 $\times 10^4$ /μl 3. 画像診断および肝生検などの所見 (特記すべき所見があれば記載する) (検査日:平成 年 月 日)
診断 【必須】	該当を○で囲む 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3. 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)
治療内容 【必須】	該当番号を○で囲み、1日投与量を記入する。 1. エンテカビル単独 (mg) 2. ラミブジン単独 (mg) 3. アデホビル単独 (mg) 4. ラミブジン (mg) + アデホビル (mg) 5. その他 (具体的に記載してください。)
治療薬剤の 変更	該当する方を○で囲む 前回の申請時からの治療薬剤の変更 1. なし 2. あり 2. ありに○の場合 変更前薬剤名 () 変更日 (平成 年 月 日)
治療上の 問題点	
上記のとおり、B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療の継続が必要であると認めます。 記載年月日平成 年 月 日 医療機関名及び所在地 医師氏名 印	

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前3か月以内の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

各医療機関においては、本書類は受給者証新規申請時における診断書の更新用という性格の書類であるため、申請者の追加負担とならないようご配慮いただきますよう御協力ください。

肝炎治療受給者証(3剤併用療法を除くインターフェロン治療)の交付申請に係る診断書(新規)

フリガナ			性別	生年月日(年齢)	
患者氏名			男・女	明昭 大平	年 月 日生(満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ()				
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記 載する)	医療機関名 医師名		
過去の治療歴	☐ これまでの治療において十分量の3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル)による24週投与を受けていない。(☐ にチェックを入れてください)				
検査所見 【必須】	今回のインターフェロン治療開始直前の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー (1) HBs抗原(+-) (検査日:平成 年 月 日) (2) HBe抗原(+-) HBe抗体(+-) (検査日:平成 年 月 日) (3) HBV-DNA定量 (単位: 、測定法 (検査日:平成 年 月 日)) 2. C型肝炎ウイルスマーカー (1) HCV-RNA定量 (単位: 、測定法) (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他 (該当する方を○で囲む) ゲノタイプ1a・1b・2a・2b・その他 (該当する方を○で囲む) 3. 血液検査(検査日:平成 年 月 日) AST IU/l ALT IU/l 血小板数 $\times 10^4 / \mu l$ 4. 画像診断および肝生検などの所見(検査日:平成 年 月 日)				
診断 【必須】	該当番号を○で囲む 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)				
合併症	1. なし 2. あり ()				
肝がんの合併 【必須】	肝がん 1. なし 2. あり				
治療内容 【必須】	1 該当する□にチェック(レ点)を記入する ☐ 初回治療 ☐ 再治療 2 該当番号を○で囲む 1. インターフェロン α 製剤 (1回投与量 単位) 2. インターフェロン β 製剤 (1回投与量 単位) 3. ペグインターフェロン製剤 (1回投与量 μg) 4. リバビリン製剤 (服用量 mg) 5. その他(具体的に記載してください。) ※申請者体重 kg 治療予定期間 週 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)				
治療上の問題点					
医療機関名および所在地 医師氏名 印 記載年月日 平成 年 月 日					

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体以外の検査所見は、記載日前6か月以内(但し、インターフェロン治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

肝炎治療受給者証（3剤併用療法を除くインターフェロン治療）の交付申請に係る診断書（2回目の制度利用）

フリガナ		性別	生年月日（年齢）		
患者氏名		男・女	明昭 大平	年	月 日生（満 歳）
住所	郵便番号				
	電話番号（ ）				

【認定要件】 下記の（１）又は（２）の該当する方の□にチェック（レ点）を記入する。

（１）Ｂ型慢性活動性肝炎の場合

これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けていない。

はい

☐

いいえ

☐

2回目の制度利用 適用

2回目の制度利用 適用外

（２）Ｃ型慢性肝炎またはＣ型代償性肝硬変の場合

これまでの治療で十分量の３剤併用療法２４週の施行者ではない。

※３剤併用とは：ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル

はい

☐

いいえ

☐

これまでの治療でPEG-IFN/RBV 併用療法７２週の施行者ではない。

はい

☐

いいえ

☐

HCV-RNA 陽性のＣ型慢性肝炎及び代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療施行中の患者であり、現在肝がんの合併がないものである。

はい

☐

いいえ

☐

これまでの治療がペグインターフェロン／リバビリン併用療法であった。

いいえ

☐

はい

☐

十分量の４８週投与であった。

いいえ

☐

はい

☐前回の治療で、３６週目までに
HCV-RNA が陰性化した。

はい

☐

いいえ

☐

2回目の制度利用 適用

2回目の制度利用 適用外

*「これまでの治療」とは、今回の治療以前の治療であり、今回の治療から２ヶ月以上前に終了したインターフェロン治療のことをいう。試験等も含む。

【患者氏名】

【生年月日】明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)

検査所見	今回のインターフェロン治療開始直前の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー (1) HBs抗原 (+・-) (検査日:平成 年 月 日) (2) HBe抗原 (+・-) HBe抗体 (+・-) (検査日:平成 年 月 日) (3) HBV-DNA定量 _____ (単位: _____、測定法 _____) (検査日:平成 年 月 日) 2. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日:平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 _____ (単位: _____、測定法 _____) (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他 (該当する方を○で囲む) ゲノタイプ1a・1b・2a・2b・その他 (該当する方を○で囲む) 3. 血液検査 (検査日:平成 年 月 日) AST _____ IU/l ALT _____ IU/l 血小板数 _____ $\times 10^4$ /μl 4. 画像診断および肝生検などの所見 (検査日:平成 年 月 日) (所見 _____)
診断	該当番号を○で囲む 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)
合併症	1. なし 2. あり (_____)
肝がんの合併	肝がん 1. なし 2. あり
予定治療内容	該当番号を○で囲む (B型慢性活動性肝炎の場合は3のみが対象) 1. インターフェロンα製剤 (1回投与量 _____ 単位) 2. インターフェロンβ製剤 (1回投与量 _____ 単位) 3. ペグインターフェロン製剤 (1回投与量 _____ μg) 4. リバビリン製剤 (服用量 _____ mg) 5. その他 (具体的に記載してください。 _____) ※申請者体重 _____ kg 治療予定期間 _____ 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
治療上の問題点	
医療機関名および所在地	記載年月日 平成 年 月 日
医師氏名	印

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体以外の検査所見は、記載日前6か月以内（但し、インターフェロン治療中の場合は治療開始時）の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

肝炎治療受給者証(ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル)の3剤併用療法の交付申請に係る診断書

フリガナ 患者氏名			性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 年 月 日生 (満 歳) 大平	
住所	郵便番号 電話番号 ()				
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載)	医療機関名 医師名		
前回の治療歴	該当番号を○で囲む。 ☐ 1. 治療歴なし(初回治療例) ☐ 2. 治療歴があるが、これまでに3剤併用療法を受けていない。 (2. にチェックした場合)前回の治療内容 ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で再燃 イ. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で無効 ウ. 上記以外の治療 (具体的に記載:)				
検査所見	今回の治療開始前の所見を記入する。 1. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 (単位: 、測定法) (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他 (該当する方を○で囲む。) ゲノタイプ 1a・1b・2a・2b・その他 (該当する方を○で囲む。) 2. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU/l ALT _____ IU/l ヘモグロビン _____ g/dl 血小板 _____ /ul 3. 画像診断及び肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日) (所見:)				
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる。) 2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる。)				
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし				
治療内容	ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法 治療予定期間 24 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)				
治療実施医療機関について	(以下の項目にチェックがない場合は助成対象とはなりません。肝臓専門医常勤医師名を記載すること。) ☐ 日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関である。【常勤医師名: 】 ☐ 当該患者の3剤併用療法の実施に当たり、日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携している。				
治療上の問題点					
医療機関名及び所在地			記載年月日 平成 年 月 日		
医師氏名			印		

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前6か月以内(ただし、3剤併用治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。
4. 本診断書は治療実施医療機関が発行することとする。

肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の交付申請に係る診断書(新規)

フリガナ		性別	生年月日(年齢)		
患者氏名		男・女	明昭 大平	年 月 日生	(満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ()				
診断 【必須】	該当を○で囲む 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3. 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)				
現在の治療 【必須】	現在の核酸アナログ製剤治療の有無 1. あり 2. なし ありの場合、核酸アナログ製剤治療の継続の必要 1. あり 2. なし				
検査所見 【必須】	核酸アナログ製剤治療開始直前の所見を記入する。 ただし、治療中の場合は直近の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー(検査日:平成 年 月 日) (1) HBs 抗原 (+・-) (該当する方を○で囲む) HBe 抗原 (+・-) HBe 抗体 (+・-) (該当する方を○で囲む) (2) HBV-DNA 定量 _____ (単位: 、測定法) 2. 血液検査(検査日:平成 年 月 日) AST _____ IU/l ALT _____ IU/l 血小板数 _____ $\times 10^4$ / μ l 3. 画像診断および肝生検などの所見(特記すべき所見があれば記載する) (検査日:平成 年 月 日)				
治療内容 【必須】	該当番号を○で囲み、1日投与量を記入する。 1. エンテカビル (mg) 2. ラミブジン (mg) 3. アデホビル (mg) 4. その他(具体的に記載してください。) 治療開始日(予定を含む)平成 年 月 日				
治療上の 問題点					
医療機関名及び所在地			記載年月日平成 年 月 日		
医師氏名			印		

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前3か月以内の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

様式第8号（要綱第13条関係）

肝炎インターフェロン治療受給者証 【3剤併用療法を除くインターフェロン治療】					
公費負担番号				受給者番号	
受給者	住 所				
	氏 名				
	性別		生年月日		
病 名					
受療医療機関					
有効期間					
月額自己負担限度額				区 分	
平成 年 月 日交付					
福岡県知事					

(裏 面)

肝炎治療特別促進事業

(目的)

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型のウイルス性肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の医療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

注意事項

- 1 この証を交付された方は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎を根治するために保険診療によりインターフェロン治療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を保険医療機関等に対して支払うこととなります。
- 2 本事業の対象となる医療は、医療受給者証に記載された疾患に対するインターフェロン治療に限られています。
- 3 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険又は保険医療機関等に変更があったときは、30日以内に、福岡県知事にその旨を届け出てください。
また、福岡県外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事に提出してください。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに福岡県知事に返還してください。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、福岡県知事にその旨を届け出てください。

様式第8の2号（要綱第13条関係）

肝炎インターフェロン治療受給者証 【テラプレビルを含む3剤併用療法】					
公費負担番号				受給者番号	
受給者	住 所				
	氏 名				
	性別		生年月日		
病 名					
受療医療機関					
有効期間					
月額自己負担限度額					区 分
平成 年 月 日交付					
福 岡 県 知 事					

(裏 面)

肝炎治療特別促進事業

(目的)

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型のウイルス性肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の治療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

注意事項

- 1 この証を交付された方は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎を根治するために保険診療によりインターフェロン治療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を保険医療機関等に対して支払うこととなります。
- 2 本事業の対象となる医療は、医療受給者証に記載された疾患に対するインターフェロン治療に限られています。
- 3 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険又は保険医療機関等に変更があったときは、30日以内に、福岡県知事にその旨を届け出てください。
また、福岡県外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事に提出してください。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに福岡県知事に返還してください。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、福岡県知事にその旨を届け出てください。

様式第9号（要綱第13条関係）

肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証					
公費負担番号				受給者番号	
受給者	住 所				
	氏 名				
	性別		生年月日		
病 名					
受療医療機関					
有効期間					
月額自己負担限度額					区 分
平成 年 月 日交付					
福 岡 県 知 事					

(裏 面)

肝炎治療特別促進事業

(目的)

国内最大級の感染症であるB型・C型のウイルス性肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の医療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額になることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

注意事項

- 1 この証を交付された方は、B 型ウイルス性肝炎を治療するために保険診療により核酸アナログ製剤治療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を保険医療機関等に対して支払うこととなります。
- 2 本事業の対象となる医療は、医療受給者証に記載された疾患に対する核酸アナログ製剤治療に限られています。
- 3 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険又は保険医療機関等に変更があったときは、30日以内に、福岡県知事にその旨を届け出てください。
また、福岡県外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事に提出してください。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに福岡県知事に返還してください。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、福岡県知事にその旨を届け出てください。
- 7 この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合は、有効期間満了3ヶ月前から満了後1ヶ月以内に更新の手続きを行ってください。

世 帯 調 書

申請者の属する世帯の構成について記載してください。（世帯全員の住民票に記載されている者について記載してください。）
太枠の中のみ記入してください。

※記入しないでください

氏 名	続柄	生年月日 (年齢)	職 業	市町村民税 (所得割) 課税の有無
	患者 本人	()	(1)勤労者 (2)自営業 (3)幼児・小中学生 (4)高校・大学生 (5)家事従事者 (6)無職 (7)その他 ()	有 ・ 無
		()	(1)勤労者 (2)自営業 (3)幼児・小中学生 (4)高校・大学生 (5)家事従事者 (6)無職 (7)その他 ()	有 ・ 無
		()	(1)勤労者 (2)自営業 (3)幼児・小中学生 (4)高校・大学生 (5)家事従事者 (6)無職 (7)その他 ()	有 ・ 無
		()	(1)勤労者 (2)自営業 (3)幼児・小中学生 (4)高校・大学生 (5)家事従事者 (6)無職 (7)その他 ()	有 ・ 無
		()	(1)勤労者 (2)自営業 (3)幼児・小中学生 (4)高校・大学生 (5)家事従事者 (6)無職 (7)その他 ()	有 ・ 無
		()	(1)勤労者 (2)自営業 (3)幼児・小中学生 (4)高校・大学生 (5)家事従事者 (6)無職 (7)その他 ()	有 ・ 無
		()	(1)勤労者 (2)自営業 (3)幼児・小中学生 (4)高校・大学生 (5)家事従事者 (6)無職 (7)その他 ()	有 ・ 無

市町村民税 (所得割) 課税年額
円
円
円
円
円
円
円
合 計

※記入しないでください

階層区分	自己負担限度額
	円

同意書

肝炎治療受給者証の交付申請について、市町村民税課税額
証明書の提出を省略することにより、肝炎治療特別促進事業
の自己負担限度額について最高限度額を適用されることに
同意します。

平成 年 月 日

申請者氏名

印

（対象者との続柄 ）

申請者住所〒

TEL

肝炎治療受給者証（変更・返納）届

① 受給者	氏 名		生年月日	明・大 昭・平	年 月 日 (歳)
	受給者番号		受給者証の有効期間	平成 . . から . . まで	
事実発生年月日 届出理由の生じた日		平成 年 月 日			
② 変 更 届 ※該当に○をつけてください					
変 更 事 項		氏名 ・ 住所 ・ 加入保険 ・ 自己負担限度額 の変更			
変更後の 内容を記載	受給者	フリガナ 氏 名			
		住 所	〒		
	受給者の医療保険	TEL			
		保険種別	政・組・船・共・国・後・協		
		被保険者 氏 名		受給者との続柄 (受給者の立場から)	
		発 行 機関名		記号 番号	
自 己 負 担 限度額 (月額)	区 分		自 己 負 担 限 度 額	円	
③ 返 納 届 ※該当に○をつけてください					
返 納 理 由		治癒・死亡・県外転出・他法適用・その他 () のため			
④ 上記のとおり（変更届・返納届）を提出します。 福岡県知事殿 平成 年 月 日 住所 〒 届出人 氏名 (受給者との続柄 印)					

- 注意 1 届出の際は①と④を必ず記入し、肝炎治療受給者証を添付すること。
 2 変更届提出の場合は②を、返納届け提出の場合は③を記入すること。
 3 氏名及び住所の変更の場合は、住民票を添付すること。
 4 加入医療保険変更の場合は受給者の医療保険証（健康保険証）を提示（写しを添付）すること。
 5 自己負担限度額の変更の場合は、世帯調書、受給者の世帯全員の住民票、世帯全員の市町村民税課税額証明書を添付すること。
 6 転出後も肝炎治療受給者証の交付を希望する場合は、転出日の属する月の翌月末までに、転出先の都道府県に、本県で交付した肝炎治療受給者証の写しを添えて届け出てください。

(保健所収受印)

肝炎治療受給者証 再交付申請書				
受 給 者	氏 名		生 年 月 日	明大 昭平 年 月 日生
	住 所	〒		
	公費負担医療 の受給者番号		病 名	
	受給者証の 有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
再 交 付 を 必 要 と す る 理 由	1 破損のため 2 紛失のため 3 その他（理由を記入すること）			
上記のとおり肝炎治療受給者証の再交付を申請します。 福岡県知事殿 平成 年 月 日 住所 〒 電話番号（ - - ） 申請者 氏名 印 （受給者との続柄）				
				（保健所收受印）

肝炎治療特別促進事業医療機関（追加・変更）申請書

年 月 日

医療機関の追加・変更について、福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱第14条の規定により下記のとおり申請します。

公費負担者番号												受給者番号											
受給者	氏名											職業											
	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日（ 歳）								性別	男 ・ 女											
	住所	〒																					
	受給者証の有効期間				年 月 日から 年 月 日まで																		
医療機関名		現在の医療機関				(追加・変更)医療機関																	
		(医療機関名)				(医療機関名)																	
						(所在地)																	
		(医療機関名)				(医療機関名)																	
(所在地)																							
追加・変更を必要とする理由と行う治療方法																							
上記のとおり、医療機関の追加・変更の必要があると認めます。																							
																		年 月 日					
医療機関名 主治医氏名																		印					

※当該申請書は、現在の医療機関における主治医の判断により、追加が必要であると認めた理由と、追加先の医療機関名を記載し、押印の上、受給者へお渡しください。

(保健所受領印)

--

肝炎治療費請求書(一般医療機関用)

福岡県知事殿

年 月 日

インターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費として下記のとおり請求します。

*決定金額		円			
受 給 者	住所	〒 TEL			
	カナ氏名	印	生年月日	M・T S・H	年 月 日生 (歳)
	病名		受給者証 有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
	公費負担番号		自己負担 限度額	円	
	受給者番号				
支払方法 (○で囲む)		1 受給者の口座に振替 2 下記委任状により委任された者の口座に振替 3 送金 (銀行 支店)			

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め、福岡県からのインターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費(療養費払い)の受領を委任します。

請求者(受給者)	受任者
住所	住所
氏名	カナ氏名
印	印
請求者との続柄: 請求者の ()	

*支払金額決定欄

入・通 院の別	受 療 期 間	医 療 費 公費負担額	患者自己負担額	患者自己負担済額
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
	計	円		

医療機関記入欄						
受給者の保険種別 (○で囲む)		国保一般・国退(本人・家族)・政管(本人・家族)・組合(本人・家族) 船員(本人・家族)・共済(本人・家族)・後期高齢・その他()				
受療期間 (実診療日数)		入院・外来 の別	保険診療総点数	左記点数のうち インターフェロン治療・ 核酸アナログ製剤治療 に係る診療点数	患者負担額	備考
平成 年 月分	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
平成 年 月分	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
平成 年 月分	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
平成 年 月分	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
	日～日 ()	入院・外来	点	点	円	
計					円	

上記のとおり、患者負担金については肝炎治療特別促進事業において対象とされている治療のため、受給者より領収済みであることを証明します。

年 月 日

医療機関所在地

名 称

医療機関の長名

医療機関コード
()

(TEL)

⑩ (記入者 ⑩)

○受給者の方へ(注意事項)

- ①この請求書は有効期間の開始日以降で、既に支払った医療費のうち、自己負担限度額を超え、払い戻しがある場合に提出してください。
- ②裏面の記入要領に沿って上記太枠内をご記入ください。右ページは受給者証有効期間内の医療費等について、医療機関及び調剤薬局に証明してもらい、証明印をもらってください。
- ③請求書受付窓口に出す際は、この請求書と領収書(写し)、高額療養費決定通知書(該当者のみ)、受給者証、通帳、認印をお持ちの上各受付窓口で請求の手続きをお願いします。

○医療機関の方へ(注意事項)

受給者証有効期間内の医療費について、裏面の記入要領に沿って記入をお願いします。

尚、記入がない医療費については、計算対象になりません。肝炎治療特別促進事業において対象となる医療費のうち、受給者証の自己負担限度額管理票に記入されていないものについては、記入漏れ等がないようお願いします。

肝炎インターフェロン治療受給者証には、「3剤併用療法を除くインターフェロン治療」及び「テラプレビルを含む3剤併用療法」があります。提示された受給者証の治療に応じた治療費の請求をお願いします。

《記載要領》

請求者の方へ

記入する欄は①の太枠の中です。(支給額を他の方の口座に振り込む場合は、②も記入してください。)

③は医療機関に記入を依頼してください。

当該請求書は1医療機関につき1枚必要です。複数の医療機関で診療があった場合には請求書をコピーして使用してください。

様式第16号(要綱第12条関係)

肝炎治療費請求書(一般医療機関用)

福岡県知事殿

年 月 日

インターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費として下記のとおり請求します。

請求金額	円	*決定金額	円
① 受給者	住所	〒812-0000 福岡市博多区・・・ TEL	
	カナ	フクオカ タロウ	生年月日
	氏名	福岡 太郎 ㊟	M・T 59年 1月 1日 生 S・H (25 歳)
	病名	慢性肝炎(C型肝炎ウイルスによる)	受給者証有効期間
	公費負担番号	38406013	自己負担限度額
	受給者番号	2000000	10,000 円
支払方法 (○で囲む)	① 受給者の口座に振替 2 下記委任状により委任された者の口座に振替 3 送金 (銀行 支店)		

受給者以外の方の口座へ振り込みを希望される場合に、記入・押印してください。

②

委任状

私は下記の者を代理人と定め、福岡県からの肝炎インターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費(療養費払い)の受領を委任します。

請求者(受給者)	受任者
住所 福岡市博多区・・・	住所 福岡市博多区・・・
カナ フクオカ	カナ フクオカ
氏名 福岡 太郎 ㊟	氏名 福岡 花子 ㊟
	請求者との続柄: 請求者の(妻)

健康増進課で記入しますので、何も書かないでください。

*支払金額決定欄				
入・通院の別	受療期間	医療費公費負担額	患者負担額	患者自己負担済額
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
入・通	年 月 日～ 日(日)	円	円	円
計		円		

医療機関の方へ

受給者証有効期間内の医療費について下記に従い記入してください。

＜受療期間＞＜実診療日数＞

月毎に記入してください。総合病院の場合は1レセプト毎に記載してください。

＜保険診療総点数＞

肝炎治療特別促進事業において対象となる診療があった日の総点数の合計を記載してください。

＜左記点数のうちインターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費に係る診療点数＞

総点数の合計のうち、肝炎治療特別促進事業において対象となっている診療点数のみを抽出して記載してください。対象外の診療点数については差し引いてください。

＜患者負担額＞

＜左記点数のうちインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る診療点数＞×10 から受給者の保険負担割合を乗じた金額（＝肝炎治療特別促進事業において対象となっている医療費の患者負担額）を記載してください。

＜備考＞

高額療養費限度額認定証等の使用があった場合は備考欄にその旨記載してください。

診療点数に修正があった場合は、修正後の診療点数を記載してください。この場合、患者負担額は、対象医療費のうち、実際に患者さんが負担された金額を記載し、備考欄にその旨記載してください。

③

医療機関記入欄						
受給者の保険種別 (○印)		国保一般・国退(本人・家族)・政管(本人・家族)・組合(本人・家族) 船員(本人・家族)・共済(本人・家族)・後期高齢・その他()				
受療期間 (実診療日数)		入院・外来 の別	保険診療総点数	左記点数のうち インターフェロン治療 核酸アナログ製剤治療 に係る診療点数	患者負担額	備 考
平成21年 4月分	16日～30日 (15日)	入院 外来	30,000点	27,050点	80,430円	限度額認定 証使用
	日～日 (日)	入院 外来	点	点	円	
	日～日 (日)	入院 外来	点	点	円	
平成21年 5月分	1日～5日 (5日)	入院 外来	17,000点	15,000点	45,000円	
	12日～26日 (3日)	入院 外来	12,000点	11,000点	33,000円	内科
	21日～日 (1日)	入院 外来	1,200点	1,000点	3,000円	眼科
平成 年 月分	日～日 (日)	入院 外来	点	点	円	
	日～日 (日)	入院 外来	点	点	円	
	日～日 (日)	入院 外来	点	点	円	
平成 年 月分	日～日 (日)	入院 外来	点	点	円	
	日～日 (日)	入院 外来	点	点	円	
	日～日 (日)	入院 外来	点	点	円	
計					円	
上記のとおり、肝炎治療特別促進事業において認定されている疾患の投薬のための費用を受給者より領収済であることを証明します。						
21年 5月 30日		医療機関所在地 福岡市博多区...		医療機関コード (123456789)		
医療機関所在地 名称		〇〇病院		(TEL 092-000-0000)		
医療機関の長名		病院長 〇〇		印 ㊟ (記入者 〇〇 ㊟)		

○受給者の方へ(注意事項)

- ①この請求書は有効期間の開始日以降で、既に支払った医療費のうち、自己負担限度額を超え、払い戻しがある場合に提出してください。
- ②裏面の記入要領に沿って上記太枠内をご記入ください。右ページは受給者証有効期間内の医療費等について、医療機関及び調剤薬局に証明してもらい、証明印をもらってください。
- ③請求書受付窓口に出す際は、この請求書と領収書(写し)、高額療養費決定通知書(該当者のみ)、受給者証、通帳、認印をお持ちの上各受付窓口で請求の手続きをお願いします。

○医療機関の方へ(注意事項)

受給者証有効期間内の医療費について、裏面の記入要領に沿って記入をお願いします。
尚、記入がない医療費については、計算対象になりません。肝炎治療特別促進事業において対象となる医療費のうち、受給者証の自己負担限度額管理票に記入されていないものについては、記入漏れ等がないようお願いします。

肝炎治療費請求書（調剤薬局用）

福岡県知事殿

年 月 日

インターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費として下記のとおり請求します。

*決定金額		円				
受 給 者	住所	〒 TEL				
	カナ					
	氏名	◎	生年月日	M・T S・H	年 月 日 生 (歳)	
	病名		受給者証 有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
	公費負担番号		自己負担 限度額	円		
	受給者番号					
支払方法 (○で囲む)	1 受給者の口座に振替 2 下記委任状により委任された者の口座に振替 3 送金 (銀行 支店)					

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め、福岡県からのインターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費（療養費払い）の受領を委任します。

請求者（受給者） 住所 氏名 ◎	受任者 住所 カナ 氏名 ◎ 請求者との続柄：請求者の（ ）
------------------------	--

○受給者の方へ（注意事項）

- ①この請求書は有効期間の開始日以降で、既に支払った医療費のうち、自己負担限度額を超え、払い戻しがある場合に提出してください。
- ②裏面の記入要領に沿って上記太枠内をご記入ください。右ページは受給者証有効期間内の医療費等について、医療機関及び調剤薬局に証明してもらい、証明印をもらってください。
- ③請求書受付窓口に出す際は、この請求書と領収書（写し）、高額療養費決定通知書（該当者のみ）、受給者証、通帳、認印をお持ちの上各受付窓口で請求の手続きをお願いします。

*支払金額決定欄			
受 療 期 間	医 療 費 公費負担額	患者負担額	患者自己負担済額
年 月 日～ 日(日)	円	円	円
年 月 日～ 日(日)	円	円	円
年 月 日～ 日(日)	円	円	円
年 月 日～ 日(日)	円	円	円
計	円		

《記入要領》

受給者の方へ

記入する欄は①の太枠の中です。(支給額を他の方の口座に振り込む場合は、②も記入してください。)

③は医療機関に記入を依頼してください。

④は調剤薬局に記入を依頼してください。

③と④の証明は両方とも必要ですので、ご注意ください。

当該請求書は1医療機関につき1枚必要です。複数の薬局で調剤があった場合には請求書をコピーして使用してください。

様式第16号の2(要綱第12条関係)

肝炎治療費請求書(調剤薬局用)

福岡県知事殿

年 月 日

インターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費として下記のとおり請求します。

①

請求金額		円		*決定金額		円	
受給者	住所	〒812-0000 福岡市博多区・・・ TEL					
	カナ	フクオカ タロウ		生年月日	M・T 59年 1月 1日生 S・H (25 歳)		
	氏名	福岡 太郎 ㊟		受給者証有効期間	平成 21年 4月 1日から 平成 22年 3月31日まで		
	病名	慢性肝炎(C型肝炎ウイルスによる)		自己負担限度額	10,000 円		
	公費負担番号	38406013		受給者番号	2000000		
支払方法(○で囲む)		① 受給者の口座に振替 2 下記委任状により委任された者の口座に振替 3 送金 (銀行 支店)					

受給者以外の方の口座へ振り込みを希望される場合に、記入・押印してください。

②

委任状	
私は下記の者を代理人と定め、福岡県からの肝炎インターフェロン治療費及び核酸アナログ製剤治療費(療養費払い)の受領を委任します。	
請求者(受給者)	受任者
住所 福岡市博多区・・・	住所 福岡市博多区・・・
カナ フクオカ ハナコ 氏名 福岡 花子 ㊟	
請求者との続柄: 請求者の(妻)	

○受給者の方へ(注意事項)

- ①この請求書は有効期間の開始日以降で、既に支払った医療費のうち、自己負担限度額を超え、払い戻しがある場合に提出してください。
- ②裏面の記入要領に沿って上記太枠内をご記入ください。右ページは受給者証有効期間内の医療費等について、医療機関及び調剤薬局に証明してもらい、証明印をもらってください。
- ③請求書受付窓口に出す際は、この請求書と領収書(写し)、高額療養費決定通知書(該当者のみ)、受給者証、通帳、認印をお持ちの上各受付窓口で請求の手続きをお願いします。

健康増進課で記入しますので、何も書かないでください

*支払金額決定欄			
受療期間	医療費 公費負担額	患者負担額	患者自己負担済額
年 月 日～ 日(日)	円	円	円
年 月 日～ 日(日)	円	円	円
年 月 日～ 日(日)	円	円	円
年 月 日～ 日(日)	円	円	円
計	円		

医療機関の方へ

処方箋の発行年月日の記入を日別に記入してください。

ただし、肝炎治療特別促進事業の対象となる薬剤を処方した日のみを記入してください。

対象となるのは、インターフェロン治療及び核酸アナログ

製剤治療に係る投薬のみです。

調剤薬局の方へ

医療機関の処方箋発行証明書

を基に肝炎治療特別促進事業において認定されている投薬があった日の調剤料について下記に従い記入してください。

＜受療期間＞＜実調剤日数＞

月毎に記入してください。

期間については、肝炎治療特別促進事業で認められている投薬があった日のみ記載してください。

＜保険診療総点数＞

肝炎治療特別促進事業において対象となっている投薬があった日の総点数の合計を記載してください。

＜左記点数のうちインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る診療点数＞

総点数の合計のうち、肝炎治療特別促進事業において対象となっている調剤点数のみを抽出して記載してください。対象外の調剤料については差し引いてください。

＜定率負担金＞

＜左記点数のうちインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る診療点数＞×10から各受給者の保険負担割合を乗じた金額（＝肝炎治療特別促進事業において対象となっている薬剤の負担額）を記載してください。

＜備考＞

通常の点数計算と金額が相違する場合、備考欄に理由を記入してください。

③ 医療機関記入欄
肝炎インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に要する処方箋発行証明書（日別に記入すること）

発行年月日	21年 4月 17日	21年 5月 5日	21年 5月 10日	21年 5月 28日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

肝炎治療特別促進事業において認定されている治療のため、上記のとおり院外処方箋を発行したことを証明します。

21年 5月 28日
医療機関所在地 福岡市博多区・・・
名 称 ○○病院
医療機関の長名 院長 ○○○

医療機関コード (123456789)
(TEL 092-000-0000)
(記入者 ○○)

印

④ 調剤薬局記入欄

受給者の 保険種別 (○で印)	国保一般・国退(本人・家族)・政管(本人・家族)・組合(本人・家族) 船員(本人・家族)・共済(本人・家族)・後期高齢・その他()				
調剤料の領収済証明(月別に記入すること)					
受療期間(処方日)	実調剤 日数	保険診療総点数	左記点数のうち インターフェロン治療 核酸アナログ製剤治療 に係る診療点数	定率負担金	備 考
21年 4月分 17日～ 日	1 日	6,000点	5,500点	16,500円	
21年 5月分 5日～28日	3 日	12,000点	10,000点	30,000円	
年 月分 日～ 日	日	点	点	円	
年 月分 日～ 日	日	点	点	円	
計				円	
上記のとおり、肝炎治療特別促進事業において認定されている疾患の投薬のための費用を受給者より領収済であることを証明します。					
21年 5月 30日 調剤薬局所在地 福岡市博多区・・・ 名 称 ○○薬局 代表者氏名 代表取締役 ○○		医療機関コード (123456789) (TEL 092-000-0000) (記入者 ○○○)			
		印			

○医療機関の方へ(注意事項)

肝炎治療特別促進事業において、公費負担の対象となっている薬の処方箋の発行年月日を日別に記入してください。記入要領は裏面をご覧ください。

○調剤薬局の方へ(注意事項)

受給者証有効期間内に処方箋の発行があった調剤について、裏面の記入要領に沿って記入をお願いします。尚、受給対象期間は処方箋の発行日に基きますので、処方箋発行日が有効期間外である場合には、当該調剤は公費負担の対象とはなりません。ご注意ください。

尚、記入がない調剤料につきましては、計算対象になりません。肝炎治療特別促進事業において対象となっている調剤料のうち、受給者証の自己負担限度額管理票に記載されていないものについては、記入漏れ等がないようにお願いします。

肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書（副作用等）				
受給者	ふりがな 氏 名			性 別 男 女
	生年月日	明昭 大平	年 月 日（満 歳）	職 業
	住 所	〒 (電話)		
受給者番号				
受給者証に記載された 助成期間		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
治療中断 期間		平成 年 月 日 平成 年 月 日		
再開後の 投与期間		平成 年 月 日 平成 年 月 日		
助成期間 延長理由		※ 治療中断となった理由について、具体的に記入してください。（検査所見・併存疾患等） ※申請者が受けている治療がテラプレビルを含む3剤併用療法（24週）の場合、担当医師は以下の項目にチェックしてください。有効期間延長の認定にはチェックが入っていることが必要です。 ☐ 治療実施医療機関は、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤し、日本皮膚科学会認定専門医主研修施設又は研修施設に勤務する皮膚科専門医と連携している。 医療機関名 : _____ 医療機関住所 : _____ 医師氏名 : _____ 印		
上記の理由により、当初の治療予定期間を超え、かつ助成期間も超えて治療する可能性が高くなったので、助成期間の延長を申請します。 申請者氏名 _____ 印 平成 年 月 日 福岡県知事 殿				

※1）本申請書は、現行有効期間が満了する前に、福岡県知事に申請してください。

※2）延長は、現行有効期間に引き続く2ヶ月を限度とします。

※3）記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますのでご注意ください。

※4）副作用等の要因について、福岡県担当者より確認の連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

肝炎インターフェロン治療受給者証延長申請書（72週投与用）

（申請者記載欄）

福岡県知事 殿

私は、インターフェロン投与期間を、48週を超えて最大72週まで延長することについて、治療の効果・副作用等に関し、医師から十分説明を受け、同意しましたので、肝炎インターフェロン治療受給者証の有効期間延長を申請します。

※ 以下の項目すべてに記入の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

（フリガナ）

申請者氏名 _____ 印

性 別 （ 男 ・ 女 ）

生 年 月 日 （大正・昭和・平成 年 月 日生）

（満 歳）

現 住 所 〒 -

電 話 番 号 （ ）

※ お手持ちの肝炎インターフェロン治療受給者証を確認の上、記入ください。

受給者番号 （ ）

現行有効期間 （平成 年 月 日～平成 年 月 日）

※1）本申請書は、現行有効期間が満了する前に、福岡県知事に申請してください。

※2）延長は、現行有効期間に引き続く6か月を限度とします。

※3）記入漏れがある場合などは、認定されないことがありますのでご注意ください。

【患者氏名】

【生年月日】明・大・昭・平 年 月 日生（満 歳）

（医師記載欄）

（様式第18号の裏面）

※ 以下の事項を全て確認の上、署名・捺印してください。

記載年月日 平成 年 月 日

医療機関名 ()

所在地 ((〒 -))

担当医師名 () 印

【確認事項】※担当医師は、該当する場合、□にチェック（レ点）及びカッコ内の記入をしてください。
（認定は、下記の「助成期間の延長（72週投与）適用」までチェックが入ることが必要です。）

今回の治療がC型慢性肝炎セログループ1型、高ウイルス量症例に対する、
ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法である。

※ 現在治療開始後（ ）週目で継続中である。（一時休薬期間は除く。）

これまでの治療がペグインターフェロン/リバビリン併用療法であった。

はい

☐

いいえ

☐

(例)

・今回が初回治療
・これまでの治療が単独療法
・これまでの治療がペグインターフェロン/リバビリン併用以外の保険適用の併用療法 など

これまでの治療で、36週目までにHCV-RNAが陰性化し

はい

☐

いいえ

☐

今回の治療が、
「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」
に該当し、48週プラス24週（トータル72週間）の投与が必要と判断した。

はい

☐

いいえ

☐

今回の治療において、肝臓専門医（日本肝臓学会認定）と連携し、継続治療を実施している。

※確認できる書類を添付。（専門医からの紹介書類等）ただし、主治医が肝臓専門医である場合は、確認書類を省略することができる。

はい

☐

いいえ

☐

はい

☐

いいえ

☐

助成期間の延長（72週投与）
適用

※ 変更後の予定期間

（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

助成期間の延長（72週投与）
適用外

※これまでの治療：今回の治療以前の治療であり、今回の治療から2ヶ月以上前に終了したインターフェロン治療のことをいう。治験等も含む。

（注）ペグインターフェロン製剤添付文書【使用上の注意】の重要な基本的注意において、「本剤を48週を超えて投与した場合の安全性・有効性は確立していない。」とする記載がある旨を十分留意してください。

各医療機関においては、本書類は受給者証新規申請時にかかる診断書の変更用という性格の書類であるため、申請者の追加負担とならないようご配慮いただきますようご協力ください。

市町村民税課税額合算対象除外申請書

下記の者については、申請者本人との関係において配偶者に該当せず、かつ、申請者及び配偶者との関係において相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない者であるため、所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを希望します。

記

除外希望者氏名（フリガナ）

平成 年 月 日
申請者氏名

印

申請者住所〒

TEL

【 肝炎（インターフェロン・核酸アナログ製剤）治療費助成について 】

医療機関会計窓口ご担当者様へお願い

肝炎（インターフェロン・核酸アナログ製剤）治療費助成に係る肝炎治療特別促進事業の新たな対象医療となった「ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法」の追加により、平成24年2月以降の申請分から肝炎インターフェロン治療受給者証の様式を裏面のとおりに変更することとなりました。

これに伴い、インターフェロン単独療法並びにインターフェロン及びリバビリン併用療法については、裏面の「新：肝炎インターフェロン治療受給者証の①」、ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法については、裏面の「新：肝炎インターフェロン治療受給者証の②」の受給者証を交付します。

したがって、①の受給者証では、テラプレビルを含む3剤併用療法の公費請求は行えません。①の受給者証の提示によりテラプレビルを含む3剤併用療法の公費請求を行った場合には、当該公費の返還を行っていただきます。

ただし、②の受給者証「テラプレビルを含む3剤併用療法」の申請期間中に自己負担によらず3剤併用療法を受けたいという患者がいる場合、非認定となった場合には給付を受けた分を返還することを前提に、①の受給者証の窓口提示により公費の取扱いを可能とします。

テラプレビルを含む3剤併用療法を実施の受給者には、別途申請が必要になることをご説明いただきますようお願いいたします。

なお、裏面の新受給者証①②及び「肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証」を所持されている方は、各種合算し1ヶ月あたりの自己負担限度額となります。

また、核酸アナログ製剤治療受給者証の変更はありません。

【旧：肝炎インターフェロン治療受給者証】

肝炎インターフェロン治療受給者証				
公費負担番号		受給者番号		
受給者	住 所			
	氏 名			
	性別	生年月日		
病 名				
療 受 機 療 関 医				
有効期間				
月額自己負担 限度額				区分
平成 年 月 日交付 福 岡 県 知 事				

【新：肝炎インターフェロン治療受給者証】

①インターフェロン単独療法並びにインターフェロン及びリバビリン併用療法 ②ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法

肝炎インターフェロン治療受給者証 【3剤併用療法を除くインターフェロン治療】				
公費負担番号		受給者番号		
受給者	住 所			
	氏 名			
	性別	生年月日		
病 名				
療 受 機 療 関 医				
有効期間				
月額自己負担 限度額				区分
平成 年 月 日交付 福 岡 県 知 事				

肝炎インターフェロン治療受給者証 【テラプレビルを含む3剤併用治療】				
公費負担番号		受給者番号		
受給者	住 所			
	氏 名			
	性別	生年月日		
病 名				
療 受 機 療 関 医				
有効期間				
月額自己負担 限度額				区分
平成 年 月 日交付 福 岡 県 知 事				

福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱の一部変更について

1 受給者証の有効期間の変更

(変更前)

治療内容	治療予定期間	受給者証の有効期間
インターフェロン	24 週間	1 年間
	48 週間	1 年間

(変更後) ※治療予定期間に即した期間となる。

治療内容	治療予定期間	受給者証の有効期間
インターフェロン	24 週間	7 ヶ月
	48 週間	1 年間

2 新たなインターフェロン治療薬の保険適用に伴う制度等の変更

(1) 認定基準の変更

(2) 様式の変更

(下記の※1、※2が、認定基準及び様式の変更に影響したもの。)

【平成 23 年度に保険適用となった治療薬・治療法】

保険適用日	治療法	銘柄名	診断名
平成 23 年 7 月 1 日	ペグインターフェロン・ リバビリン併用療法	ペガシ コペガス	C 型代償性肝硬変
平成 23 年 9 月 26 日 (※1)	ペグインターフェロン療法	ペガシ	B 型慢性活動性肝炎
平成 23 年 11 月 25 日 (※2)	テラプレビル・ペグインターフェロン・ リバビリン 3 剤併用療法	テラビック ペグイントロン レバートル	C 型慢性肝炎
平成 23 年 12 月 22 日	ペグインターフェロン・ リバビリン併用療法	ペグイントロン レバートル	C 型代償性肝硬変

H 2 3 . 1 2 . 2 7 (火) 現在

**医療費助成制度における実務上の
取扱いの一部改正に関するQ & A
(医療機関向け)**

福岡県保健医療介護部

健 康 増 進 課

目 次

I 認定基準に関するもの	2
II 診断書に関するもの	4
III その他（制度全般に係るもの）	5
IV フローチャートに関するもの	7

I 認定基準に関するもの

(問1) 認定基準2(1)中に、「十分量の3剤併用療法」とあるが、「十分量」とは、どういう意味か。具体的にご教示願いたい。

(答) 3剤併用療法として期待される効果を得るのに十分な量。個々のケースごとに医学的に判断されたい。

(問2) 認定基準2(1)において、ただし書きでは3剤併用療法による十分量の24週投与が行われた場合となっているが、中止した場合や十分量でない場合は助成対象となるのか。

(答) 助成対象となる。

(問3) 3剤併用療法の治療歴(中止を含む。)があれば、「助成の有無」にかかわらず3剤併用療法の助成対象外ということによいか(フローチャート2参照)。

(答) そのとおり。

(問4) 認定基準2(2)の「これまでに3剤併用療法を受けたことがなく」には、治験が含まれるか。

(答) 含まれる。ただし、同意の撤回等、医学的な理由以外の事情で中止となった者については、助成対象となり得る。

(問5) 認定基準2(2)※2の冒頭「3剤併用療法の実施」は、診断書を作成し治療を実施する、という意味か。

(答) そのとおり(診断書は治療実施機関が作成するものとする。)

(問6) 肝臓専門医が常勤している医療機関であれば、診断書を作成し治療する医師は、他の非常勤の肝臓専門医又は常勤の消化器病専門医でも可能か。

(答) 可能。認定条件を満たした医療機関の肝臓専門医の指導の下で、他の医師が診断書を作成することを想定している。

(問 7) 「常勤」の定義は何か。

(答) 「常勤」とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務することをいう。病院が定める常勤の就業時間が週 3 2 時間未満(※)であっても、当該就業時間を全て勤務していれば常勤として取り扱って差し支えない(就業時間が極端に短いケースがあれば、個別に御相談いただきたい。)。病院が定める常勤の就業時間が週 3 2 時間を超える場合は、週に 3 2 時間勤務していれば常勤として取り扱って差し支えない。

※医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱別紙「常勤医師等の取扱いについて」に定めのある時間

(問 8) 「3 剤併用療法の実施は、日本皮膚科学会皮膚科専門医(日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。)と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関に限る。」とあるが、3 剤併用療法は最初の 1 2 週が 3 剤で残り 1 2 週は 2 剤になると聞いている。上記記載事項は、①最初の 1 2 週についての条件なのか、②2 4 週全てについての条件なのか。

(答) 2 4 週の治療期間全体に係る条件である。

(問 9) 皮膚科専門医との連携は、どういう状態を意味しているのか。

(答) 3 剤併用療法を実施中に発生し得る重篤な皮膚障害に対し、必要時に皮膚科医の救急対応が担保されている状態をいう。

(問 10) 皮膚科医との連携とは、指定の皮膚科専門医が同じ病院内に常勤する必要があるのか。異なる施設の皮膚科専門医との連携でもよい(県外の施設との連携でも良いか。)

(答) 必ずしも同一施設の皮膚科専門医との連携でなくてもよい。医師又は医療機関が救急対応が可能と判断すれば、県外の認定施設の皮膚科専門医との連携でもよい。

(問 11) 常勤の肝臓専門医の転勤や、患者の転居などにより、治療期間中に認定条件に変更が生じる可能性がある場合には、どのようにしたら良いのか。

(答) 当初診断書に記載していた治療状況のうち、認定条件に関わる部分に変更が生じた場合には、速やかに都道府県に報告するとともに、認定条件を満たす医療機関を紹介する等の対応をお願いしたい。認定条件を満たさない状況が継続する場合には、受給者証が無効となることもある。

(問 12) 3 剤併用期間 (1 2 週) は認定条件に定めのある治療機関で治療を行い、残りの期間は他の医療機関で実施することは可能か。

(答) 認定条件は 2 4 週の治療期間全体に係る条件であり、事情により医療機関を変更する場合には、変更後の医療機関も認定条件を満たす必要がある。

(問 13) 診断を行った医療機関において、まずは入院が必要と判断され、他の医療機関で入院する場合、診断書の作成機関はどちらになるのか。

(答) 診断書は原則として治療を実施する医療機関で作成することとしており、お尋ねのケースでは、入院する医療機関が診断書を作成することとなる。

(問 14) 開業医が単独で治療を実施することは可能か。

(答) 認定条件に合致していれば差し支えない。

II 診断書に関するもの

(問 15) 3 剤併用療法の診断書を書ける医師は、肝臓専門医に限らないという理解でよいのか。

(答) そのとおり。肝臓専門医が常勤する医療機関の医師であれば、診断書作成・治療実施が可能である。

(問 16) ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 (初回) 中の受給者が 3 剤併用療法に変更する場合、3 剤併用療法の診断書の「前回の治療歴」は、“1. 治療歴なし (初回治療例)” と、“ウ. 上記以外の治療” のどちらに該当するか。

(答) 「2. 治療歴あり」にチェックし、切り替える前の治療内容を、前回の治療内容の「ウ. 上記以外の治療」に具体的に記載していただく。

(問 17) ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法中の受給者が 3 剤併用療法に変更する場合、3 剤併用療法の診断書の「検査所見」の「今回の治療開始前の所見」は、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法前の所見を記載すればよいのか。

(答) 切り替える直前のデータを記載することとする。審査時には、前回申請時の診断書と合わせて助成の可否を判断することとしている。

(問 18) 3 剤併用療法の受給者証の申請に係る診断書の前回の治療歴を記載する欄には、3 剤併用療法の直前に行った治療を記載するのか。たとえば、インターフェロン及びリバビリン併用療法再燃例で、3 剤併用の承認を待つ間、インターフェロン長期投与を行っていた場合は、前回の治療歴欄は、ウ. 上記以外の治療（インターフェロン単独少量長期投与）とすればよいのか。

(答) ウイルス排除を目的とした治療を記載されたい。インターフェロン少量長期投与や肝庇護療法の記載は想定していない。

(問 19) 2 剤から 3 剤または、3 剤から 2 剤に治療を切り替える場合、診断書にいつの時点のデータを記載するのか。

(答) 切り替える直前のデータを記載していただきたい。審査時には、前回申請時の診断書と合わせて助成の可否を判断することとしている。

(問 20) 2 剤から 3 剤または、3 剤から 2 剤に治療を切り替える時にウイルスが陰性化している者も認定されるのか。

(答) 認定され得る。審査時には、今回の診断書だけではなく、前回申請時の診断書と合わせて助成の可否を判断することとしているが、今回の診断書に特記事項として、治療切り替え前の治療内容、期間等についても記載いただきたい。

Ⅲ その他（制度全般に係るもの）

(問 21) 3 剤併用療法でウイルスの消失が遅い場合、24 週を超えてペグインターフェロン及びリバビリンを投与することにより寛解する場合があることから、6 か月以上の助成期間を設定すべきではないか。

(答) 海外の治験において、3 剤併用療法 24 週投与群と、さらに続けてペグリバ 24 週を追加投与する群（48 週投与群）で、抗ウイルス効果に有意差を認めないというデータが報告されており、また本邦では 48 週投与についての治験が行われていない。肝炎治療戦略会議における、「エビデンスの明らかでない治療については助成対象とするべきではない」との専門家のご意見を踏まえ、助成期間は 24 週を読み込める 7 か月までとした。

(問 22) 24 週間、1 医療機関で治療を実施すべきか。途中で医療機関を変更することは可能か。

(答) 3 剤併用療法の 24 週間は、認定基準 2（2）の※2 の付帯条件を満たした医療機関であれば、実施医療機関を変更してもよい。（受給者は、医療機関の追加申請書を保健所等に提出することで、受給者証に受療医療機関を追加することができる。）

(問 23) 3 剤併用療法施行中に副作用による治療休止期間がある場合の期間延長はどのように取り扱うのか。

(答) 3 剤併用療法についても、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、最大 2 か月を限度とした期間延長を認める。ただし、副作用等による治療休止期間が 2 ヶ月を超える場合は、再治療（再投与）と判断し、期間延長は認められない。

(問 24) 学会が認定する主研修施設又は研修施設以外に勤務する皮膚科専門医が副作用に対する治療をした場合は、当該治療に係る医療費は医療費助成の対象外となるのか。

(答) 3 剤併用療法を中止しないために行われた副作用治療の費用については、連携外の医師が行ったものも助成対象となる。

(問 25) 3 剤併用療法は強い副作用が多いが、3 剤併用療法を中止した後に行われた副作用の治療は助成対象となるか。

(答) 助成対象とならない。医療費助成制度の趣旨により、治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療を助成対象とする。

(問 26) 治療中止後も障害が残り、受給者から訴えがあった場合に救済できる既存の制度や新たな救済措置を検討している等あればご教示いただきたい。

(答) 他の治療法においても副作用による障害が残る可能性がある中で、3 剤併用療法について特別の救済措置を設ける予定はない。その点も含め、主治医から十分な説明をお願いしたい。

(問 27) テラプレビルは副作用被害救済制度の対象とはならないのか。

(答) 対象からは除外されていないが、救済措置が受けられるかどうかは個別のケースごとに判断されることになっている。

(問 28) 3 剤併用療法により重度の皮膚障害が生じた場合、特定疾患治療研究事業の対象となるのか。

(答) 薬剤による副作用であることが明らかな場合、対象とはならない。

(問 29) 治療効果を予測するための遺伝子検査（保険適用外）は助成対象となるか。

(答) 保険適用となっていない検査については助成対象とならない。

テラプレビルを含む3剤併用療法に係る診断書を作成する際の注意事項

○はじめに

- ・助成制度における3剤併用療法については、診断書を作成し治療を実施する医療機関は、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤し、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携している医療機関に限られますので、十分にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・皮膚科専門医との連携については、他施設（県外を含む。）の皮膚科専門医との連携も可能です。
- ・3剤併用療法の実施中に、常勤の肝臓専門医の転勤や、患者の転居等に伴う医療機関の変更等により、認定条件に関わる部分に変更が生じた場合には、速やかに都道府県に報告していただくとともに、認定条件を満たす医療機関を紹介する等の対応をお願いいたします。認定条件を満たさない状況が継続する場合には、受給者証が無効となることもあります。
- ・助成制度においては、テラプレビルを含む3剤併用療法24週投与を対象としています。24週を超えるペグインターフェロン及びリバビリンの投与については、助成対象外となりますので御留意ください。
- ・2剤併用療法を実施中の者が、3剤併用療法に切り替える場合は、3剤受給者証の交付前に実施した3剤治療については、原則として患者が医療費を自己負担し、3剤受給者証交付後に償還払請求を行います。（3剤受給者証交付前に、2剤受給者証の窓口提示により、公費で請求したが、非認定となった場合には、国の補助事業の対象外となり、給付後の返還を求めることとなります。）
- ・同様に、3剤併用療法を開始後、副作用等で中止し、2剤併用療法に切り替える場合は、改めて2剤併用療法の受給者証の交付を申請する必要があります。個別の事例に応じた詳しい手続きについては、各保健所等の担当者にお問い合わせください。

○「前回の治療歴」欄について

- ・申請者のこれまでの治療歴について記載してください。
- ・初回治療例は、「1. 治療歴なし」にチェックしてください。
- ・現在ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法により治療中の患者が、3剤併用療法に切り替える場合は、2の「ウ. 上記以外の治療」に○をした上で、その旨を記載してください。
- ・ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で再燃し、その後インターフェロン少量長期療法を行っていた場合は、2の「ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で再燃」に○をしてください。

過去の 治療歴	該当する方にチェックする。 ☐ 1. 治療歴なし(初回治療例) ☐ 2. 治療歴があるが、これまでに3剤併用療法を受けていない。 (2. にチェックした場合)前回の治療内容 ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で再燃 イ. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法で無効 ウ. 上記以外の治療 (具体的に記載:)
------------	--

○「検査所見」について

- ・現在ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法により治療中の患者が、3剤併用療法に切り替える場合は、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の開始前ではなく、直近の血液検査所見を記載してください。ただし、セログループまたはゲノタイプについては過去に測定した結果で結構です。
- ・画像診断及び肝生検等の所見は具体的に記載してください。

検査所見	今回の治療開始前の所見を記入する。 1. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA 定量 _____ (単位: _____、測定法 _____) (2) ウイルス型 セログループ1・セログループ2・その他 (該当する方を○で囲む。) ゲノタイプ 1a・1b・2a・2b・その他 (該当する方を○で囲む。) 2. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU/l ALT _____ IU/l ヘモグロビン _____ g/dl 血小板 _____ /μl 3. 画像診断及び肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日) (所見:)
------	---

○「診断」について

- ・代償性肝硬変に対するテラプレビルを含む3剤併用療法は保険適用されないため、助成対象外となりますので、ご注意ください。

診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる。) 2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる。)
----	---

○「肝がんの合併」について

- ・肝がんの合併がある場合には助成対象外となりますので、ご注意ください。

肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし
--------	------------------------------

○「治療内容」について

- ・テラプレビルを含む3剤併用療法において助成対象となる治療期間は24週です。24週を超えてペグインターフェロン及びリバビリンを投与する場合、25週以降は3剤併用療法の助成対象外となりますので、ご注意ください。

治療内容	ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法 治療予定期間 24 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
------	---

○「治療実施医療機関について」

- ・受給者の安全を確保する観点から、テラプレビルを含む3剤併用療法に対する医療費助成については、診断書を作成し、治療を実施する医療機関を、①日本肝臓学会肝臓専門医が常勤し、②日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携する医療機関に限定しています。上記の条件を満たしていることを、診断書を作成する医師の責任の下で申告していただくようお願いします。

治療実施医療機関について	(以下の項目にチェックがない場合は助成対象となりません。) ☐ 日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関である。 ☐ 当該患者の3剤併用療法の実施に当たり、日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携している。
--------------	---

C型慢性肝炎・肝硬変に係る 医療費助成制度のフローチャート

